

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	社会福祉事業振興補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S55		終期	-	
予算事業名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード)	031103				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5113			
交付先(団体,個人等)	社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉事業及びそれに準ずる事業を行う者(社会福祉法人等)									
	(意図) どういう状態にしたい	社会福祉施設等における施設や備品の整備等に係る経費に対する補助を行うことで,利用者の処遇向上を図る。									
対象事業等の内容	社会福祉法で定める社会福祉事業及びそれに準ずる事業を実施している団体に対して,設備や備品の整備等に係る経費に対して補助し,利用者の処遇向上を図る。 (補助対象経費)施設及び設備の設置,改修,修繕~10万円以上100万円以下 備品の購入,修繕~5万円以上50万円以下										
積算方法	事業費の実支出額の2分の1を上限とし,予算の範囲内で補助する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付により施設整備等を行った団体等の数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	6	4	4	1	10						
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「適切な福祉サービスの提供についての満足度」 単位:%					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	-	25.4	-	20.8	-						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	1,634	652	360	3,131	4,000	
	自己負担	1,634	652	361	3,131	4,000	
	その他						
	収入合計	3,268	1,304	721	6,262	8,000	
	市補助率(%)	50.0%	50.0%	49.9%	50.0%	50.0%	
支出合計	3,268	1,304	721	6,262	8,000		
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源	1,634	652	360	3,131	4,000	
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	72	73	74	74	75
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,706	725	434	3,205	4,075		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)							
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である ・支出証書類の提出を義務づけており,会計処理は適切である。 ・補助の決定については,選定委員会を開催し事業内容の妥当性を吟味している。 ・繰越金は発生しない事業である。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 社会福祉施設等の安全性, 利便性に資する補助であり, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) ・社会福祉事業基金を財源としており, 寄附者の意向を反映させなければならない。 ・施設整備としては小規模な補助だが, 財政基盤が脆弱な団体にとっては依存度が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 具体的な指標はないが, 高齢化, 共働き世帯の増加などが進む中, 高齢者施設, 子育て支援施設等の充実につなげることは時代のニーズを捉えており, 効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)~当事業の受益者は施設利用者であり, 施設利用に係る利用者負担は各種法令に定められているため, 補助事業における受益者負担は発生しない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	社会福祉事業振興補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和2年度	令和元年度に過去に交付決定した者に聞き取り調査を実施。その結果を受け, 募集や交付決定の時期を1か月早めたほか, 関係者へのチラシ配付や予算額を倍とするなど見直しを行った。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	近年は補助実績が予算額に満たない状況が続いている。寄附者の意向を反映させるため, より多くの交付申請を募る必要がある。
解決に向けた取組	事業者には, 単純に周知するのではなく, 「寄附金を財源としていること」「少額で使い勝手がよいこと」など当該補助事業の特性をアピールした形で周知を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	利用者のニーズを的確に把握し, 社会福祉施設等利用者の処遇向上が図られるよう事業を継続して実施する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	民間社会福祉施設整備資金利子補給金										
補助金の性格	個人等への利子補給補助					始期	H12		終期	R7	
予算事業名	社会福祉施設等支援補助金					(事業コード)	031103				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5113			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	民間社会福祉施設の整備を行った社会福祉法人									
	(意図) どういう状態にしたい	民間社会福祉事業の振興及び運営の健全化を図る。									
対象事業等の内容	社会福祉法人が社会福祉施設の整備を行うために, 独立行政法人福祉医療機構から借り入れた福祉貸付資金の支払利子の一部を助成する。										
積算方法	補助対象経費から次の開設者負担率を減じた利率(1.5%を上限)に相当する利子支払額。 開設者負担率: 福祉医療機構との契約がH8.3.31以前の場合は3.65%, H8.4.1からH10.3.31までの場合は3.00%, H10.4.1からH19.3.31までの場合は1.50%										
事業量指標と過去5年間の実績	① 利子補給活用により施設整備を行った法人数 単位:法人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	13	11	11	11	11						
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「福祉施設の整備状況がよいと感じている人の割合 単位:%					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	-	24.3	-	22.6	-						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	1,058	905	753	601	448	
	自己負担	8,686	7,445	6,204	4,963	3,722	
	その他						
	収入合計	9,744	8,350	6,957	5,564	4,170	
	市補助率(%)	10.9%	10.8%	10.8%	10.8%	10.7%	
支出合計	9,744	8,350	6,957	5,564	4,170		
	うち食糧費, 交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	1,058	905	753	601	448	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	72	73	74	74	75
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,130	978	827	675	523		
受益対象者数	11	11	11	11	9		
補助金単位コスト(単位:円)	102,727	88,909	75,182	61,364	58,111		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である ・交付先が社会福祉法人等であるため, 監査が適切に行われている。 ・剰余金は発生しない。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 社会福祉施設の整備を図るための補助であり, 一定程度の公益性はある。	(左の内容を踏まえての評価) <input type="checkbox"/> 公益性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 社会福祉法人の会計基準(繰越金, 積立金の制限)が厳しく, 借入利息が高かった頃に, 社会福祉施設の整備促進のために設置した利子補給補助であり, 社会福祉法人の負担軽減につながっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input type="checkbox"/> 必要性が高い <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 社会福祉法人の負担軽減につながっているが, 年数経過とともに補助額も減っているため, 効果は低くなっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input type="checkbox"/> 効果が高い <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(3), 1(4)~社会福祉法人の会計基準(繰越金, 積立金の制限)が厳しく, 借入利息が高かった頃に設置した補助事業であり, 現行の補助率参考基準に適合していない。なお, 平成18年度以降の新規申請は受け付けておらず, 令和7年度に補助を終了する予定である。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	民間社会福祉施設整備資金利子補給金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	社会福祉施設の事業規模と照らし合わせると利子補給額は定額であり, 財政支援の効果は極めて限定的である。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	複数年にわたり利子を補給することで社会福祉施設の建設等を支援することができた。また, 高齢化や少子化が進む中, 地域の受け皿として地域福祉の一端を担っていくことにつながることから, 平成17年度以前分について利子補給を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S22		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)	031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		地域福祉係		電話番号	内線 5116			
交付先(団体,個人等)	旭川市西第1地区民生児童委員協議会 外33地区										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内の地区民生児童委員協議会(全34地区)									
	(意図) どういう状態にしたい	社会福祉の第一線で活躍する民生委員・児童委員の資質向上のための各種研修の実施など,連絡調整機関としての地区民生児童委員協議会の活動を充実させる。									
対象事業等の内容	民生委員法及び児童福祉法に規定する地区民児協の任務,民生委員及び児童委員の職務について,各地区民児協が遂行するために要する経費(旅費,報償費,需用費等)を補助金として交付する。										
積算方法	1地区あたり 160,000円+(18,600円×委員定数)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区民生委員児童委員協議会数					② 民生委員・児童委員数(定数)					
	単位:地区					単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	33	33	33	34	34	779	779	779	782	782	
成果指標と過去5年間の実績	① 民生委員・児童委員の活動件数					② 民生委員・児童委員の活動日数					
	単位:件					単位:日					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	163,382	146,855	151,564	151,466	117,717	98,089	94,875	95,453	93,829	78,185	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	1,733	1,617	1,845	1,722	1,937	
	市補助金	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986	
	助成金	1,047	1,252	1,381	1,304	1,278	
	会費収入	1,685	1,556	1,506	1,476	1,414	
	雑収入	351	148	263	37	33	
	その他						
	収入合計	24,556	24,328	24,733	24,288	24,648	
市補助率(%)	80.4%	81.2%	79.8%	81.3%	81.1%		
支出合計	22,939	22,483	23,011	22,351	24,648		
うち食糧費,交際費	813	827	871	644	924		
次年度繰越	1,617	1,845	1,722	1,937	0		
市負担額	一般財源	19,740	19,755	19,738	19,749	19,986	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
		人工金額	432	437	442	442	448
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	20,172	20,192	20,180	20,191	20,434		
受益対象者数	779	779	782	782	782		
補助金単位コスト(単位:円)	25,895	25,920	25,806	25,820	26,130		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
会計処理については会計責任者のもと行われており, 総会時に監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。繰越金が毎年生じているが, 次年度の補助金交付までの資金として妥当であるとする。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 民生委員・児童委員は, 地域で困り事を抱える市民に対する支援活動を行っており, 公的な支援が必要な市民を発見して関係機関につなげる役割を果たしていることから, 不特定多数の市民に対して間接的に効果が行き渡っている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該補助金を廃止・縮小すると地区民児協が行う地域で困り事を抱えている市民に対する支援活動が停滞し, そうした市民が適切な支援を受ける機会を失うため, 影響は極めて大きい。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市各種事業(高齢者等屋根雪下ろし事業, 絵本配付, 高齢者防火訪問等)への協力依頼のほか各方面から民生委員・児童委員の活動に対する期待・要請が増大しているため, 地区民生委員児童委員協議会が円滑に運営されることにより, 民生委員・児童委員の活動が充実し, 地域福祉向上が図られると共に, 市各種事業の実施に係る経費の削減(郵送料, 委託料等)に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 民生委員・児童委員は, 市長が推薦し, 厚生労働大臣が委嘱する市民であり, 各地区の民生委員・児童委員で組織される協議会は, 民生委員法及び児童福祉法によって設置が義務付けられたものである。同法において, その経費は都道府県(中核市)が負担することと定められていることから, 受益者負担を設定すること及び補助率を定めて交付することはなじまない。また, 民生委員法及び児童福祉法において, 民生委員・児童委員の設置に関する終期を定めていないため, 終期を設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民生児童委員協議会活動推進補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため, 評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地区民生委員児童委員の活動は, 地域住民の福祉の向上に不可欠なものであり, 補助がなくなれば, 民生児童委員活動に重大な支障が生じ, 活動そのものが困難になることから, 現行どおり継続する。
外部評価	見直し	地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で, 関係団体とも協議し, 将来的に持続可能な組織や活動, それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。
2次評価	見直し	外部評価に同じ。 なお, 関係団体が一同に会し, 現状の課題等を共有できる場を設けるなど, 将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H20		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105			
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		地域福祉係		電話番号	内線 5116			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して		社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会								
	(意図) どういう状態にしたい		旭川市民生委員児童委員連絡協議会(市民児連)の健全な運営を図る。								
対象事業等の内容	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の運営に要する経費(人件費,事務費等)を補助金として交付する。										
積算方法	人件費及び事務費の合算額とし,予算の範囲内										
事業量指標と過去5年間の実績	① 各種会議研修会の主催及び参加					② 各種事業・行事の協力					単位:回
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:回
	83	83	82	78	74	3	3	6	6	4	
成果指標と過去5年間の実績	① 各種会議研修会の主催及び参加					② 各種事業・行事の協力					単位:地区
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:地区
	2,016	3,166	2,208	2,049	1,221	88	89	134	151	122	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	
	協議会負担	120	2,256	2,343	54	2,609	
	その他						
	収入合計	5,720	7,856	7,943	5,654	8,209	
	市補助率(%)	97.9%	71.3%	70.5%	99.0%	68.2%	
	支出合計	5,720	7,856	7,943	5,654	8,209	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	72	73	74	74	75
	その他事務費						
合計	5,672	5,673	5,674	5,674	5,675		
受益対象者数	779	779	782	782	782		
補助金単位コスト(単位:円)	7,281	7,282	7,256	7,256	7,257		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理については社会福祉協議会経理において行われており,総会時に監査から会計監査報告を受けていることから適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価		
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 概ね合致する □ 合致しない	
		(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準	◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない	
		(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠)		◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付	◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない	
		2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 民生委員・児童委員が所属する地区民児協に対し, 旭川市民生委員児童委員連絡協議会が各種研修・大会等の主催や参加への連絡調整, 各地区民児協間の連絡調整や委員活動の取りまとめ等を行うことにより, 地区民児協の運営が円滑にできるようになり, 民生委員・児童委員の地域で困り事を抱える市民に対する支援活動が充実することから, 不特定多数の市民に対して間接的に効果が行き渡っている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
		3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該補助金を廃止・縮小すると旭川市民生委員児童委員連絡協議会の事務局体制が維持できなくなり, 各地区民児協が行う市民に対する支援活動が停滞することで, そうした市民が適切な支援を受ける機会を失うため, 影響は極めて大きい。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
	4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市各種事業(高齢者等屋根雪下ろし事業, 絵本配付, 高齢者防火訪問等)への協力依頼のほか各方面から民生委員・児童委員の活動に対する期待・要請が増大しているため, 旭川市民生委員児童委員連絡協議会が円滑に運営されることにより, 民生委員・児童委員の活動が充実し, 地域福祉向上が図られると共に, 市各種事業の実施に係る経費の削減(郵送料, 委託料等)に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
	5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)民生委員法及び児童福祉法において, 民生委員・児童委員に係る経費は都道府県(中核市)が負担することと定められていることから, 受益者負担の設定はなじまない。 (3)各地区民児協の運営を支援する目的で旭川市社会福祉協議会が民生委員児童委員連絡協議会の事務局を担っているが, 市の外郭団体から機能移管した際の経過があること, また, 連絡協議会の運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあることから, 補助率の参考基準については補助金交付基準に合致していない。 (4)民生委員法及び児童福祉法において, 民生委員・児童委員の設置に関する終期を定めていないため, 終期を設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市民生委員児童委員連絡協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため, 評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川市民生委員児童委員連絡協議会の健全な執行は, 地域福祉の向上に不可欠なものであるため, 現行どおり継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市社会福祉協議会運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S29		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)	031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			福祉保険係		電話番号	内線 5117		
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川市社会福祉協議会の運営体制を安定させることにより本市における地域福祉の推進を図る。									
対象事業等の内容	地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として,社会福祉法第109条の規定に基づき設置されている旭川市社会福祉協議会の運営体制の安定化を図る。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費の「法人運営事業」「地域福祉事業」「地域支えあいのまちづくり推進事業」「ボランティアセンター事業」の実支出額から当該経費に関わる収入(受託金,配分金,補助金)を除いた額に10分の8を乗じて得た額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 住民会員会費納入世帯数					② 組織団体会費納入団体数					
	単位:世帯					単位:団体					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
実績											
91,796 90,768 89,801 88,198 87,378 119 131 130 138 137											
成果指標と過去5年間の実績	① ボランティア活動者数(個人)					② ボランティア活動者数(団体)					
	単位:人					単位:団体					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
実績											
392 454 442 500 496 114 113 145 228 275											

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
	経常経費補助	13,353	5,500	5,500	5,500	5,500	
	助成金		58	529	342	60	
	受託金	14,876	2,200	2,000	2,000	2,000	
	共同募金配分金	11,619	11,214	11,212	10,486	8,322	
	その他	12,897	14,186	12,530	12,105	13,016	
	他事業からの充当等	31,247	22,801	22,467	16,983	27,557	
	収入合計	131,992	103,959	102,238	95,416	104,455	
	市補助率(%)	36.4%	46.2%	46.9%	50.3%	46.0%	
支出合計	131,992	103,959	102,238	95,416	104,455		
うち食糧費,交際費	1,386	1,457	1,561	1,283	1,496		
次年度繰越							
市負担額	一般財源	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		人工金額	216	218	221	221	224
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	48,216	48,218	48,221	48,221	48,224		
受益対象者数	108,507	110,404	111,560	112,380	112,962		
補助金単位コスト(単位:円)	444	437	432	429	427		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
会計処理は,総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており,地域福祉の推進という補助目的と合致する。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 協議会の活動は, 地域福祉の推進に資するものであり, 不特定多数の市民に間接的に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 社会福祉法に基づき設置された団体であり, 他に補助事業に類似したサービス等を提供する団体が無い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 交付先団体は, 社会福祉法に基づき行政区分ごとに組織される地域福祉の推進を図ることを目的とした団体であり, その安定した運営を維持することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)社会福祉協議会の運営体制を安定させるための補助であり, 直接的な受益者を特定することはできない。 1(3)社会福祉法に基づき設置された団体であり, その運営に当たっては自主財源に乏しく, 補助金に頼らざるを得ない状況であり, 補助率は交付基準と合致していない。 1(4)法に基づき地域の社会福祉を総合的かつ安定的に担う団体であって, その公的な役割を踏まえれば運営費補助の見直しの設定は馴染まない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市社会福祉協議会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	社会福祉協議会の収支状況等を踏まえた上で, 対象事業の内容や対象経費などを見直すこと。また, 補助事業の明確化を図ること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成30年度	補助対象事業のうち, 「福祉人材バンク事業」及び「生活福祉資金貸付事業」については, 道社協からの委託事業であり, 補助対象事業として馴染まないと判断し, 要綱改正により補助対象外とした。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため, 評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	直ちに減額又は廃止することは法人運営に大きく響き, 結果的に市民生活にも影響を与えることが確実であり, また, 今後, 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していくためにも, 社会福祉協議会の役割はさらに重要になっていくことから, 現行どおり実施していく。
外部評価	見直し	補助対象事業の内容の明確化を図るとともに, 補助金額は全体の収支状況等を踏まえ, 団体の負担額を考慮した額とすること。また, 地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で, 関係団体とも協議し, 将来的に持続可能な組織や活動, それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。
2次評価	見直し	外部評価に同じ。 なお, 関係団体が一同に会し, 現状の課題等を共有できる場を設けるなど, 将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川地区保護司会活動費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S30		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)	031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5113			
交付先(団体,個人等)	旭川地区保護司会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川地区保護司会									
	(意図) どういう状態にしたい	保護司会活動を安定して実施し,犯罪や非行を防止するとともに,罪を犯した人たちの更生について市民の理解を深め,犯罪や非行のない明るい社会を築く。									
対象事業等の内容	保護司法第13条に基づき設置された旭川地区保護司会の保護司会活動に要する経費の一部を補助する。										
積算方法	予算の範囲内で,保護司会活動費の実支出額に2分の1を乗じて得た額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 単位:					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 社会を明るくする運動街頭啓発参加者数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	120	163	中止	152	中止						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	190	190	190	190	190	
	自己負担						
	会費	293	585	227	271	700	
	その他						
	収入合計	483	775	417	461	890	
市補助率(%)	39.3%	24.5%	45.6%	41.2%	21.3%		
支出合計	483	775	417	461	890		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	190	190	190	190	190	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
		人工金額	72	73	74	74	75
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	262	263	264	264	265		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)							
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
	・総会において監査報告が行われている。 ・保護司法に基づき設置された団体であり,実施する事業内容は補助目的と合致する。 ・繰越金は生じていない。						

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 保護司の活動は地域の安全安心に結びつくものであり, 不特定多数の市民に間接的に効果がいきわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 市内唯一の団体であるが, 収益性に乏しいため, 補助金がなくなった場合の事業継続が困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 保護司の活動はボランティアであり, 近年は保護司の数も定員割れが続いている。交付先団体の収益性も決して高くない状況の中, 市内唯一の団体の活動を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)~犯罪や非行の防止, 罪を犯した人の更生等のための取組に対する補助のため直接的な受益者は特定できない。 1(4)~地域社会の安全, 再犯防止, 犯罪や非行のない社会を築くことが目的であり, 継続的な支援が必要なため, 見直し期間を設定することは難しい。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川地区保護司会活動費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	代替性のない公益団体の事業費補助であり, その事業目的からも明確な効果の測定は難しい。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	保護司会及び保護司それぞれの活動は極めて公的な性質を有していて, 安心安全な地域づくりに不可欠なものであり, 更に1市8町広域で協調して経済的な支援をしていることから継続することが妥当である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川保護会運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S57		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)	031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5113			
交付先(団体,個人等)	更生保護法人旭川保護会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	更生保護法人旭川保護会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川保護会の運営維持体制の安定を図ることにより,地域社会の安全及び住民福祉の向上につなげる。									
対象事業等の内容	刑務所等の出所者で保護を必要とする人に対し,宿泊場所を提供するとともに,就職支援や生活指導を行って生活の安定を図ることなど,その更生に必要な保護を行う「更生保護施設旭川清和荘」を運営している更生保護法人旭川保護会の運営体制の充実及び安定を図る。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費の実支出額から更生保護委託費収入,家庭裁判所補導委託費収入,任意保護者負担金収入,旭川市以外の補助金収入,寄附金収入及び会費収入を除いた額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川清和荘での保護人数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	104	105	128	130	127						
成果指標と過去5年間の実績	① 市民アンケート「災害・犯罪に不安を感じていない人の割合」					②					
	単位:%					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	-	30.4	-	17.7	-						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	△ 18	20	13	18	45	
	市補助金	50	50	25	50	50	
	更生保護委託費	54,066	54,051	56,611	63,822	57,632	
	補助金等	3,273	3,452	6,296	3,566	3,323	
	寄附金	1,135	1,345	1,115	1,100	1,115	
	その他	718	1,651	762	518	852	
	収入合計	59,224	60,569	64,822	69,074	63,017	
市補助率(%)	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%		
支出合計	59,204	60,556	64,804	69,029	63,017		
うち食糧費,交際費	215	399	361	60	200		
次年度繰越	20	13	18	45	0		
市負担額	一般財源	50	50	25	50	50	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		人工金額	216	218	221	221	224
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	266	268	246	271	274		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)							
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である ・更生保護法人として国への会計報告が義務づけられており,会計処理は適正に処理されている。 ・旭川保護観察所の指導に基づいて運営されており,補助目的と合致する。 ・繰越金が発生しているが,総支出額に占める割合は極めて低い。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 地域の安全, 再犯防止, 更生保護に寄与しており, 不特定多数の市民に間接的に効果がいきわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 交付先団体が運営する旭川清和荘は, 刑務所等の出所者で保護が必要な方を年間100件以上受け入れ, 宿泊場所も提供できる市内唯一の施設であり, その運営を維持することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)~更生保護施設旭川清和荘で一部入所者に宿泊費等の負担がある。1(3)~補助率は未設定だが実際の補助率は0.1%程度と極めて低い。1(4)~地域社会の安全, 地域福祉の向上が目的であり, 継続的な支援が必要なことから, 見直し期間を設けることは難しい。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川保護会運営補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	旭川保護観察所管内の8市37町5村が団体運営に対する経済支援を行っており負担金の性質が強いため, 補助効果を測定することが困難である。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	交付先団体の運営の維持は地域社会の安全, 地域福祉の向上につながっており, 更に旭川保護観察所管内8市37町5村が協調して補助していることから継続することが妥当で, 今後も事業を継続していく。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	全道戦没者遺族大会開催補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S55		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)		031105			
所管部署	福祉保険部		福祉保険課			地域福祉係		電話番号	内線 5115		
交付先(団体,個人等)	一般財団法人 北海道連合遺族会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	戦没者遺族									
	(意図) どういう状態にしたい	親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り,戦没者遺族の福祉を増進する。									
対象事業等の内容	全道戦没者遺族大会は,北海道に居住する戦没者遺族相互の連携,英霊顕彰及び処遇向上を図ることを目的とし,毎年旭川で開催されている。当該大会の開催により,道内戦没者遺族の福祉向上が図られている。										
積算方法	大会開催経費支出額から補助金収入額(旭川市を除く)を除いた額の2分の1以内で予算の範囲内										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加人数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
700 700 600 600 -											
成果指標と過去5年間の実績	① 市内参加人数(割り当て)					②					
	単位:					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
200 200 200 200 -											

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	180	180	180		180	
	道補助金	200	200	200		200	
	北海道連合遺族会	286	265	257		285	
	その他						
	収入合計	666	645	637		665	
	市補助率(%)	27.0%	27.9%	28.3%		27.1%	
支出合計	666	645	637		665		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	180	180	180		180	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.01	0.01	0.01		0.01
		人工金額	72	73	74		75
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
その他事務費							
合計	252	253	254		255		
受益対象者数	700	600	600		600		
補助金単位コスト(単位:円)	360	422	423		425		
適格性	共通事項	◇ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◇ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◇ 交付申請等が定めたとおりになっている					
		◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である							
※令和2年度及び令和3年度は,新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により,事業中止							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該大会は戦没者遺族の連携及び戦没者の顕彰を図るものであり, 遺族の福祉向上に資するものであるが, 大会参加を通じ, 戦争惨禍を後世に伝える等遺族としての意識向上が促進され平和への啓発活動が活発になること等からも, 間接的に不特定多数の市民に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 主催団体の基盤が弱体化している中で, 補助金が交付されなければ当該事業の存続は困難になることが考えられる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 当該大会は戦没者遺族の連携及び戦没者の顕彰を図るもので, 戦没者遺族の福祉向上に資するものである。また, 当該大会には例年市外からも約400人の遺族が参加することから, 併せて経済効果も期待できる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)大会の性質上, 受益者に負担を求めるものではないため。 (4)大会開催を通じた道内戦没者遺族の連携等により, 本市における戦没者遺族の福祉向上につながる事業であり, 期限を定めて補助することはなじまないため。なお, 戦没者遺族に対する同様の事業を行う団体は, 道内では当該団体のみであるため, 同一団体補助となる。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	全道戦没者遺族大会開催補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	戦没者遺族の福祉の向上に資する事業であるため, 現行どおり継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川人権擁護委員協議会人権啓発活動費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H26		終期	-	
予算事業名	社会福祉行政費					(事業コード)	031105				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5117			
交付先(団体,個人等)	旭川人権擁護委員協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川人権擁護委員協議会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動に要する経費を補助し, 自由人権思想の普及高揚を図ることで, 基本的人権の擁護につながる。									
対象事業等の内容	人権擁護委員法第16条の規定に基づく旭川人権擁護委員協議会が実施する人権啓発活動費に対して補助する。										
積算方法	予算の範囲内で, 補助対象経費(会議費, 啓発費, 事務費)の実支出額の2分の1を乗じて得た額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 人権教室実施回数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	17	16	17	16	7						
成果指標と過去5年間の実績	① 人権教室参加者数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	852	1,174	982	846	253						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	15	14	19	25	10	
	市補助金	350	350	350	350	350	
	協議会負担	822	822	822	822	822	
	その他						
	収入合計	1,187	1,186	1,191	1,197	1,182	
	市補助率(%)	29.5%	29.5%	29.4%	29.2%	29.6%	
	支出合計	1,173	1,167	1,166	1,187	1,182	
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越	14	19	25	10	0		
市負担額	一般財源	350	350	350	350	350	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
		人工金額	216	218	221	221	224
	その他事務費						
合計	566	568	571	571	574		
受益対象者数							
補助金単位コスト(単位:円)							
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている				◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない	
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている	
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
総会において監査報告がなされている。 人権擁護委員法に基づく団体であり, その事業内容と補助目的は合致する。 繰越金は補助額に対して少額で妥当である。							

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 協議会が行う啓発活動を通して, 人権擁護に対する理解や認識が高まるなど, 不特定多数の市民に間接的に効果が行きわたっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 人権擁護委員法に基づき設置された団体であり, 他に補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 高齢者や障害者の人権問題, 男女共同参画などに関わる活動は, 時代のニーズを捉えており, 効果は高い。また, 交付先団体が行う基本的人権の尊重につながる啓発活動である, 人権教室の開催について, 交付先団体の収益性も決して高くない状況の中, 本補助金により年7回(参加者253名)開催することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)団体の主たる事業は人権啓発活動であり, 直接かつ具体的な受益者はいない。 1(4)人権擁護委員法の規定に基づき設置された団体で, 基本的人権の擁護につながる活動に見直し期間を設定することは馴染まない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川人権擁護委員協議会人権啓発活動費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	代替性のない公的団体の補助であり, その事業目的からも明確な効果の測定が難しい。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	法務大臣から委嘱される人権擁護委員の活動は極めて公的なものであり, 基本的人権の尊重につながる活動には終わりが無い。更に旭川管内の3市17町1村の広域で協調して助成していることから継続することが妥当である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市社会福祉協議会法人後見事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	-	
予算事業名	地域で支える成年後見推進事業費					(事業コード)	031106				
所管部署	福祉保険部		福祉保険課		福祉保険係		電話番号	内線 5117			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会									
	(意図) どういう状態にしたい	旭川市内に住所を有する認知症高齢者,知的障害者及び精神障害者など意思決定が困難な方の判断能力を補うため,社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が行う法人後見事業を支援することを目的とする。									
対象事業等の内容	社会福祉法人旭川市社会福祉協議会が実施する法人後見事業に係る経費(人件費,事務費等)に対し補助する。										
積算方法	予算の範囲内で,補助対象経費の実支出額からその額に充当するために収入した後見報酬,後見事務費を除いた金額に10分の8を乗じて得た額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 対応件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					96						
成果指標と過去5年間の実績	① 受任件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					2						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				2,967	2,031	
	他事業からの充当等				1,478	508	
	その他				5	2,816	
	収入合計				4,450	5,355	
	市補助率(%)				66.7%	37.9%	
	支出合計				4,450	5,355	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越				0	0	
市負担額	一般財源						
	特定財源				2,967	2,031	
	人件費	正職員				0.03	0.03
		人工金額				221	224
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				3,188	2,255		
受益対象者数				2	23		
補助金単位コスト(単位:円)				1,594,000	98,043		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
会計処理は,総会において監査報告が行われている。 社会福祉法人として社会福祉事業を行っており,地域福祉の推進という補助目的と合致する。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) ■ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 成年後見制度における法人後見の体制整備に係る補助であり, 法人後見の活動の推進や, 意思決定が困難な認知症高齢者, 知的障害者及び精神障害者などの権利擁護に資するものであり, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない 	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 被後見人等への長期的な支援や多様な特性への対応が可能な法人後見は, 成年後見制度における後見の担い手として今後さらに重要となることから, その体制整備に係る補助の必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない 	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 法人後見の特徴として, 被後見人等への長期的な支援や多様な特性への対応が可能となり, 時代のニーズを捉えており, 効果は高い。また, 事業は令和2年度に開始したものであり, 後見報酬等の事業収入のみでは事業の安定稼働が難しいところであるが, 本補助により安定した後見活動(令和2年度受任2件), その他相談対応等の活動を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価)	
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(3)本補助金は, 法人後見事業の体制整備を目的としたものであり, 受益者からの後見報酬等の事業収入による事業の安定稼働までを補助することから, 補助率は交付基準と合致していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果
(その他の見直し)	
見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	目標値(具体的な数値)を設定して行う事業ではないため, 評価を行うことが困難であること。
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	本事業の収入は受益者からの後見報酬が主であり, 事業の安定稼働までは補助金に頼らざるを得ない状況であるため, 直ちに減額又は廃止することは事業運営に大きく響くため現行どおり実施していく。
外部評価	—	—
2次評価	継続	受任件数の増に向け, 周知を図っていくこと。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H16		終期	R25	
予算事業名	老人福祉施設等整備推進補助金					(事業コード)		031202			
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5312			
交付先(団体,個人等)	市内において「旭川市高齢者福祉施設整備費補助金」を受けて施設整備を行う社会福祉法人										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内において特別養護老人ホーム等の施設整備を行う社会福祉法人									
	(意図) どういう状態にしたい	特別養護老人ホーム等の整備を促進し,待機者の解消等を図る。									
対象事業等の内容	特別養護老人ホーム等の施設整備に要する経費を補助する。										
積算方法	各年度,助成金交付総額を借入金償還年で除して得た額ずつ交付する。 ※ 上限は旭川市高齢者福祉施設整備費補助金による補助金交付額の3分の1に相当する額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム利用者定員数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,318	1,398	1,398	1,398	1,498						
成果指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム整備率 単位:%					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	94.3	100.0	93.3	93.3	100.0						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	37,649	37,649	37,649	37,649	37,649	
	その他市補助金	590	523	455	389	321	
	法人自己資金	223,961	221,863	218,889	222,201	212,259	
	その他						
	収入合計	262,200	260,035	256,993	260,239	250,229	
市補助率(%)	14.4%	14.5%	14.6%	14.5%	15.0%		
支出合計	262,200	260,035	256,993	260,239	250,229		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	37,649	37,649	37,649	37,649	37,649	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	39,090	39,105	39,123	39,122	39,142		
受益対象者数	660	660	660	660	660		
補助金単位コスト(単位:円)	59,227	59,250	59,277	59,276	59,306		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており,適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該補助により特別養護老人ホーム等が整備され, 待機者の解消や入所者の安全確保を促進できる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 現在新規での補助は行っていないが, 既に令和25年度までの交付決定を行っている事業者があるため, その間は事業を継続する必要がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 当該補助により特養及び短期入所の創設(540床)及び養護の改築(120床)により, 待機者数の減少や入所環境の改善が図られた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者福祉施設整備費助成金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	新規での補助は行っていないが, 令和25年度までの交付決定を行っている事業者があるため, 終了年度まで補助を継続する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H8		終期	-	
予算事業名	高齢者ふれあい入浴事業補助金					(事業コード)	031205				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課			高齢者支援係	電話番号	内線 5338			
交付先(団体,個人等)	旭川浴場組合										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	70歳以上の高齢者									
	(意図) どういう状態にしたい	高齢者の心身の健康保持, 世代間交流の促進, 公衆浴場の入浴需要の喚起									
対象事業等の内容	旭川浴場組合(旭川浴場組合に加盟していない市内の普通浴場であっても当該事業に賛同する場合はこれを含める)が9月を除く毎月26日(ふろの日)に実施する公衆浴場を100円で高齢者に開放する。										
積算方法	予算の範囲内で, 各月の利用者数により定めた補助基準に公衆浴場入浴料金から利用者負担額並びに浴場負担額を控除した額を乗じて得た額を事業実施浴場毎に算出した額の合計額(ただし, 1浴場1月あたりの補助基準の上限額は, 補助対象年度の前年度における北海道の入浴基準客数とする。)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施回数					② 実施浴場数					
	単位:回					単位:か所					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	11	11	11	11	11	23	22	20	18	14	
成果指標と過去5年間の実績	① 延入浴者数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	29,776	28,104	26,443	26,388	19,316						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	4,145	3,774	3,604	3,069	3,209	
	協議会負担	5,400	5,197	5,491	3,676	5,245	
	利用者負担	2,811	2,645	2,639	1,932	2,421	
	その他						
	収入合計	12,356	11,616	11,734	8,677	10,875	
	市補助率(%)	33.5%	32.5%	30.7%	35.4%	29.5%	
	支出合計	12,356	11,616	11,734	8,677	10,875	
	うち食糧費, 交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源	2,072					
	特定財源	2,073	3,774	3,604	3,069	3,209	
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
		人工金額	360	364	368	368	373
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	4,505	4,138	3,972	3,437	3,582		
受益対象者数	28,104	26,443	26,388	19,316	24,208		
補助金単位コスト(単位:円)	160	156	151	178	148		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 当該補助対象事業は高齢者の心身の健康保持, 世代間交流の促進, 公衆浴場の入浴需要の喚起を図る事業であり, 補助の目的に合致している。また, 支出状況については支出証拠書類の提出を受け確認している。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外	■ 合致する
		◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定	■ 合致する
		◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助, 終期を設定	□ 有(4年以上)
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する	
	◇ 上記以外	□ 合致しない	
(6)支出を証する 書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有	■ 合致する (※左欄2項目とも適合)	
	◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施		
	◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	補助対象者(70歳以上の高齢者)に対して直接的に効果が行きわたっている。	■ 公益性が高い	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	当該補助を行うことにより, 高齢者の心身の健康保持と自立した生活の維持, 世代間交流が図られているほか, 公衆浴場の入浴需要の喚起や経営安定化という観点からも, 継続的な支援が必要である。	■ 必要性が高い	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	実施浴場の減少に伴い, 本事業の総利用者数は減少傾向にあり, 加えて新型コロナウイルスの影響を受けて, 1浴場1回当たりの利用者数は111.01人と前年度より減少しているが, 一定の利用者数を保っている。こうしたことから, 増加する単身在宅高齢者の心身の健康保持, 世代間交流の促進といった観点から効果は高い。	■ 効果が高い	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		
	補助率等の基準額については, 公平性の観点から各浴場における利用規模に応じて各月での1浴場1月あたりの利用者数による補助率(①140人以上は利用者数の1/2(道の基準入浴客数を上限)②70人以上140人未満は70人, 70人未満は利用者数で算定した年度合計の補助基準に公衆浴場入浴料金から利用者負担額及び浴場負担額を控除した額を乗じて算定しているため, 「補助率の参考基準」に合致していない。また, 高齢者の心身の健康保持や地域福祉の活性化の推進という観点から, 終期を設定するという趣旨には当てはまらない。	□ 効果が高いとは言えない	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者ふれあい入浴事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	「浴場組合活性化事業費補助金」との統合を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
令和元年度	北海道知事が指定した公衆浴場入浴料金統制額の改定(値上げ)に伴い, 事業実施浴場の負担を軽減する見直しを実施した。

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	浴場組合活性化事業費補助金との統合
解決に向けた取組	保健所の関連事業との統合について, 引き続き協議を進め, 統合に向けた検討を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	見直し	保健所の関連事業との統合について, 浴場組合との協議も含め, 関係部局と連携しながら引き続き検討を行う。
外部評価	見直し	高齢者の心身の健康維持を目的とする施策は他にもあり, 公衆浴場の活性化の観点から, 「旭川浴場組合活性化事業費補助金」との統合による効率的な執行を念頭に見直すこと。
2次評価	見直し	外部評価に同じ

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金													
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H12		終期	-				
予算事業名	軽費老人ホーム運営補助金					(事業コード)	031213							
所管部署	福祉保険部		長寿社会課			高齢者支援係		電話番号	内線 5396					
交付先(団体,個人等)	旭川市に所在する軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人													
交付目的	(対象) 誰,何に対して	軽費老人ホーム(A型・ケアハウス)を運営する社会福祉法人												
	(意図) どういう状態にしたい	入所者の負担軽減を図るとともに施設運営の安定を図る。												
対象事業等の内容	60歳以上の高齢者で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、健康状態や高齢などの理由により独立して生活するには不安があり、家族により援助を受けることが困難な者を入所対象とする軽費老人ホームの運営に要する事務費について、入所者負担額を軽減した額に対して補助を行う。													
積算方法	①又は②のいずれか低い金額から入所者が負担する年間事務費徴収額を減じた額 ①事務費基準額×年間入所者延人数 ②補助対象経費の総額													
事業量指標と過去5年間の実績	① 入所者定員数					② 補助対象施設数								
	単位:人					単位:施設								
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02				
475					475					475				
7					9					9				
成果指標と過去5年間の実績	① 入所者延人数					②								
	単位:人					単位:								
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02				
5,650					5,628					5,659				
5,662					5,654									

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	317,083	317,183	320,715	324,154	327,755	
	利用者負担額	92,102	92,611	93,340	92,184	94,367	
	生活費等その他収入	471,965	575,525	500,918	494,440	568,498	
	その他						
	収入合計	881,150	985,319	914,973	910,778	990,620	
	市補助率(%)	36.0%	32.2%	35.1%	35.6%	33.1%	
	支出合計	881,150	985,319	914,973	910,778	990,620	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	317,083	317,183	319,995	324,154	327,755	
	特定財源			720			
	人件費	正職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
		人工金額	1,801	1,821	1,842	1,842	1,867
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	318,884	319,004	322,557	325,996	329,622		
受益対象者数	5,628	5,659	5,662	5,654	5,688		
補助金単位コスト(単位:円)	56,660	56,371	56,969	57,658	57,950		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 支出を証する書類を審査し, 会計処理が適正に行われていることを毎年度確認している。また, 事業内容等と補助目的についても, 低所得層高齢者の施設ニーズに対応し, 入所者の費用負担軽減となっていることから整合性がとれている。なお, 毎年度精算時に過払いとなった補助金は戻入させている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該補助を行うことにより, 家庭環境・住宅事情等により在宅生活が困難な高齢者が, 所得に応じた費用負担で社会福祉法人が運営する軽費老人ホームに入所することができるものとなっており, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該補助を行うことにより, 入所者の負担を軽減することで, 在宅生活が困難な低所得層高齢者が, 施設サービスを受けながら安心して生活を送ることができる一助となっており, 廃止・縮小するとこれらの市民生活に影響を及ぼすため, 運営費に対する継続的な補助が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 当該補助を行うことにより, 入所者の負担軽減及び生活の安定が図られた。 (令和3年3月末時点の入所者数:470人)	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 当該補助金は, 軽費老人ホーム入所者の負担軽減を図ることを目的とした社会福祉法人への運営費補助であり, 平成12年度の中核市移行に伴う移譲事務である。平成15年度までは国庫支出金も充てられていたもので, 補助率は一般財源化される前の国の補助基準に基づく「軽費老人ホームの利用料等に係る取扱い指針について(平成20年5月30日厚生労働省老健局長通知)」をベースに, 地域事情を踏まえ市の補助要綱で規定している(全国的に概ね同様の取扱い)ため, 市の補助金交付基準とは必ずしも合致しない部分がある。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市軽費老人ホーム運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	今後も, 在宅生活が困難な低所得層高齢者が施設サービスを受けながら安心して生活を送るよう, 当該補助を継続的に実施することが必要である。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者福祉施設整備費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	S59		終期	-	
予算事業名	老人福祉施設等建設補助金					(事業コード)	031257				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5312			
交付先(団体,個人等)	市内において特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	市内において特別養護老人ホームの施設整備を行う社会福祉法人									
	(意図) どういう状態にしたい	特別養護老人ホームの整備を促進し, 待機者の解消及び入所者の安全確保を図る。									
対象事業等の内容	特別養護老人ホームの施設整備に要する経費を補助する。										
積算方法	次の①と②を比較していずれか少ない方の額(1,000円未満切り捨て) ① 施設整備に必要な工事費, 工事請負費等の補助対象経費の実支出額の合計額と, 総事業費からその他の収入額(寄付収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額 ② 施設種別に応じた補助基準単価(3,500,000円あるいは4,000,000円)×定員+非常用自家発電設備の整備費用の1/2										
事業量指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム利用者定員数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1,318	1,398	1,398	1,398	1,498						
成果指標と過去5年間の実績	① 特別養護老人ホーム整備率					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	94.3	100.0	93.3	93.3	100.0						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	196,000		106,794	249,186		
	自己負担金	233,000					
	借入金	700,000		472,411	1,027,589		
	その他	49,680			93,724		
	収入合計	1,178,680		579,205	1,370,499		
市補助率(%)	16.6%		18.4%	18.2%			
支出合計	1,178,680		579,205	1,370,499			
	うち食糧費, 交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	13,200		7,294	16,686		
	特定財源	182,800		99,500	232,500		
	人件費	正職員	0.2		0.2	0.2	
		人工金額	1,441		1,474	1,473	
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
その他事務費							
合計	197,441		108,268	250,659			
受益対象者数	56		30	70			
補助金単位コスト(単位:円)	3,525,732		3,608,933	3,580,843			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており, 適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◆ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該補助により特別養護老人ホームが整備され, 待機者の解消や入所者の安全確保を促進できる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 特別養護老人ホームの新設, 増床は事業費が一億円以上かかる場合があり, この補助金が廃止, 縮小されると社会福祉法人が整備費用を負担することは困難となり, 待機者の受け入れ先を十分に確保できなくなる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 当該補助により特養(100床)が整備され, 待機者数の減少が図られた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 当該補助金は旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により定めた特別養護老人ホームの床数等を整備するために算定しているため, 市の補助率の参考基準とは必ずしも合致しない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者福祉施設整備費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	高齢者福祉施設の健全な運営, 入所者の安全確保等のため, 今後も補助を継続する必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市介護の仕事チャレンジ事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	-	
予算事業名	介護人材確保支援費					(事業コード)	031276				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5311			
交付先(団体,個人等)	本事業のモデル事業所として,介護サービス事業者団体等から推薦を受けた事業所										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	特別養護老人ホーム,老人保健施設									
	(意図) どういう状態にしたい	介護職及び生活支援員の業務見直しと市内の学生を介護助手として雇用する取組により,将来的な介護・福祉人材の確保を促進する。									
対象事業等の内容	事業所内の業務を,専門性の高い介護業務と介護助手が担える附帯業務に整理し,市内の高校・短大・大学等に在籍する学生を介護助手として雇用することで,介護職員の業務負担軽減や労働環境の改善を図るとともに,若年層の介護職への職業理解を促進する。										
積算方法	①介護助手の雇用に係る経費(補助率2/3)・・・補助上限額220千円 ②その他の取組(周知広報,研修等)に係る経費(補助率10/10)・・・補助上限額203千円 1事業所の上限額423千円(①+②)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 実施事業所数					② 介護助手の雇用者数					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					2					0	
成果指標と過去5年間の実績	① 事業所職員数					② 介護助手の雇用者数					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					173					0	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				215	664	
	協議会負担						
	自己資金				1		
	その他						
	収入合計				216	664	
	市補助率(%)				99.5%	100.0%	
支出合計				216	664		
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				215	664	
	人件費	正職員				0.2	0.2
		人工金額				1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				1,688	2,157		
受益対象者数				173	173		
補助金単位コスト(単位:円)				9,757	12,468		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 事業内容は,介護助手を活用した労働環境改善への取組であり,介護人材の定着と確保につなげる補助目的に合致している。また,会計処理については,支出証拠書類の提示を受け確認している。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 介護人材確保策の一つとして, 全市的に普及させるためのモデル事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 継続的な介護サービス事業を維持していくため, その担い手である介護人材の確保は急務であり, 優先的に進めていく事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響で学生介護助手の雇用には至らなかったが, 事業所内で業務内容の整理がされたことで労働環境改善につながるとともに, 学校とのつながりができたことで今後事業所独自の実施も期待できる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(3)補助率の参考基準: 国庫補助を活用した単年度補助であること, また, 全市的な普及を見据えたモデル事業に対する補助であることから, 補助率参考基準に合致していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	学生を対象としているため実施時期や周知方法の検討が必要。
解決に向けた取組	受益者へのアンケートや関係機関と協議を行い検証していく。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で介護助手の雇用が中止となったため, R3年度の実施効果等から今後のあり方を検討する。
外部評価	—	—
2次評価	継続	1次評価に同じ

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市介護助手を活用した労働環境改善促進事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R元		終期	R2	
予算事業名	介護人材確保支援費					(事業コード)		031276			
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5311			
交付先(団体,個人等)	介護・障害福祉サービス事業者団体から推薦を受けている旭川市内に事業所等を有する事業者										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	高齢者施設(通所介護, 通所リハビリテーション, 小規模多機能型居宅介護), 障害者支援施設									
	(意図) どういう状態にしたい	介護職及び生活支援員の業務見直しと地域の高齢者等を介護助手として雇用する取組により, 介護・福祉人材の確保を促進する。									
対象事業等の内容	事業所内の業務を, 専門性の高い介護業務と介護助手が担える附帯業務に整理し, 地域の高齢者を介護助手として雇用することで, 介護職員の業務負担軽減や労働環境の改善を図るとともに介護人材の確保を促進する。										
積算方法	①介護助手の雇用に係る経費(補助率2/3)・・・補助上限額220千円 ②その他の取組(周知広報, 研修等)に係る経費(補助率10/10)・・・補助上限額203千円 1事業所の上限額423千円(①+②)										
事業量指標と過去5年間の実績	① 介護助手の雇用者数 単位:人					② 事業所職員数 単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				14	12				191	105	
成果指標と過去5年間の実績	① 継続雇用決定者数 単位:人					② 事業所職員数 単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				13	5				191	105	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金			1,276	855		
	協議会負担						
	自己資金			533	715		
	その他						
	収入合計			1,809	1,570		
市補助率(%)			70.5%	54.5%			
支出合計			1,809	1,570			
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源			1,276	855		
	人件費	正職員			0.2	0.2	
		人工金額			1,474	1,473	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計			2,750	2,328			
受益対象者数			191	105			
補助金単位コスト(単位:円)			14,398	22,171			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 事業内容は, 介護助手を活用した労働環境改善への取組であり, 介護人材の定着と確保につなげる補助目的に合致している。また, 会計処理については, 支出証拠書類の提示を受け確認している。					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 介護人材確保策の一つとして, 全市的に普及させるためのモデル事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 継続的な介護サービス事業を維持していくため, その担い手である介護人材の確保は急務であり, 優先的に進めていく事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 事業所内で業務内容の整理がされたことで, 介護職員の労働環境改善につながるとともに, 地域の高齢者の雇用がそのまま継続雇用された実績もあることから, 元気な高齢者の社会参加と介護人材確保の両面で効果がみられた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(3)補助率の参考基準: 国庫補助を活用した単年度補助であること, また, 全市的な普及を見据えたモデル事業に対する補助であることから, 補助率参考基準に合致していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市介護サービス等事業者特別給付金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	介護サービス等事業者特別給付金					(事業コード)	031298				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5311			
交付先(団体,個人等)	介護サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	介護サービス等事業者(介護保険法に規定するサービスを提供する指定事業者及び老人福祉法に規定する施設等の認可又は届出事業者並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)に規定する住宅の登録事業者並びに旭川市の委託を受けた生活支援ハウス運営事業者)									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者に,徹底した感染防止対策を講じながら日常生活に欠かせないサービスを提供してきた介護サービス等事業者に対し,今後も感染防止対策を講じながら事業を継続することを支援する。									
対象事業等の内容	対象となる介護サービス等事業者に対し,特別給付金を支給する。										
積算方法	事業所種別及び利用者数の区分に応じ,40,000円~300,000円を支給。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
					977						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
					977						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				77,280		
	事業者負担						
	その他						
	収入合計				77,280		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計						
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				77,280		
	人件費	正職員				0.2	
		人工金額				1,473	
	その他事務費				202		
合計				78,955			
受益対象者数				977			
補助金単位コスト(単位:円)				80,814			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者に, 徹底した感染防止対策を講じながら日常生活に欠かせないサービスを提供するための支援であり, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 感染防止対策を講じるための, 衛生用品, 防護用品等が高騰しており, 感染防止対策に係る事業者の負担を軽減するために必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 給付金を活用し, 感染防止対策を講じながらサービス提供を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(1)・(2)・(3)・(6) 事業所種別及び利用者数に応じた給付金であり, 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の臨時交付金を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市新型コロナウイルス感染症検査費用補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R3	
予算事業名	PCR検査費用助成費					(事業コード)	0312A2				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5311			
交付先(団体,個人等)	高齢者入所施設運営事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に高齢者入所施設を有する事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため,施設に新規で入所する方及び新規で採用を予定している職員が受けるPCR検査費用を補助することで,高齢者入所施設への新型コロナウイルスの持込みを未然に防止する。									
対象事業等の内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため,重症化リスクの高い高齢者が入所している施設に新規で入所する方及び新規で採用を予定している職員が受けるPCR検査費用を施設運営者に対して補助する。 ※入所者及び新規採用職員のうち,65歳以上の高齢者に対する検査費用については,国庫補助事業。										
積算方法	国庫補助事業である「新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業」実施要綱における検査費用の基準単価に倣い,PCR検査は20,000円,抗原定量検査は7,500円を上限とし,実支出額と比較していずれか少ない額としている。										
事業量指標と過去5年間の実績	① PCR検査等実施件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① PCR検査等実施件数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				3,040	68,800	
	事業者負担				52		
	その他						
	収入合計				3,092	68,800	
	市補助率(%)				98.3%	100.0%	
	支出合計				3,092	68,800	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				3,040	68,800	
	人件費	正職員				0.2	0.2
		人工金額				1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員					981	
	その他事務費				64	202	
合計				4,577	71,476		
受益対象者数				157	3,440		
補助金単位コスト(単位:円)				29,153	20,778		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており,適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症が高齢者入所施設内で発症した場合には, 入所者への感染の拡大及び多くの重症者が発生するおそれがあることから, ウイルスの持込みを未然に防止することで, 施設におけるクラスター発生を予防するものであり, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 高齢者の検査費用については国庫補助の対象となっているが, 65歳未満の入所者や新規採用職員については対象外であり, 施設へのウイルスの持込みを未然に防止するためには, 新規採用職員等も対象とする必要がある。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新規入所者及び新規採用職員への検査を実施することで, 高齢者入所施設における新型コロナウイルス感染症の感染予防を強化することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 国庫補助を活用した単年度事業のため市の補助率の参考基準と合致しない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H3		終期	-	
予算事業名	長寿社会生きがい振興費					(事業コード)	032101				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課			高齢者支援係		電話番号	内線 5334		
交付先(団体,個人等)	高齢者の社会参加や生きがいづくりを実施する団体 (社会福祉法人旭川市社会福祉協議会, 特定非営利活動法人カタクリの会(R2.3.31付で解散))										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	在宅で生活する高齢者等									
	(意図) どういう状態にしたい	高齢者の生きがいの高揚及び社会福祉の向上を図る。									
対象事業等の内容	市民の地域貢献を基本に, 高齢者の社会参加や生きがいづくり及び生活援助事業の推進に資する事業										
積算方法	要綱で定める補助対象経費により補助額を算定する。なお, 補助率については申請を受け個別に審査し, 補助限度額については当該年度の予算の範囲内で決定する。また, 非継続的・小規模事業については定額制とし, 当該年度の予算の範囲内で決定する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体 単位:団体					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	2	2	2	2	1						
成果指標と過去5年間の実績	① 安心見守り対象者数(市社協実施事業分) 単位:人					② 会食サービス等参加者数(カタクリの会実施事業分) 単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	3,697	3,517	3,544	3,507	3,848	555	558	492	417	0	

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	5,679	5,681	5,679	5,500	5,500	
	参加者負担	278	247	233	0	0	
	自己財源	12,495	4,245	4,309	2,798	3,713	
	その他						
	収入合計	18,452	10,173	10,221	8,298	9,213	
	市補助率(%)	30.8%	55.8%	55.6%	66.3%	59.7%	
	支出合計	18,452	10,173	10,221	8,298	9,213	
	うち食糧費, 交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	2,804					
	特定財源	2,875	5,681	5,679	5,500	5,500	
	人件費	正職員	0.15	0.15	0.15	0.13	0.08
		人工金額	1,081	1,092	1,105	958	597
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	6,760	6,773	6,784	6,458	6,097		
受益対象者数	110,404	111,560	112,380	112,962	112,962		
補助金単位コスト(単位:円)	61	61	60	57	54		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
事業内容はいずれも在宅で生活する高齢者等を支える事業等を交付対象とし, 社会福祉の向上を図るものであり, 補助目的に合致している。また, 支出状況については支出証拠書類の提示を受け確認している。							

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない ■ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該補助事業は, 高齢者を主とした市民を対象に, 地域の中で安心して安全に生活できるよう, 地域ボランティア等の参加と協力により, 共に地域を支え合うことを目的とした事業であるため, 公益性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該補助事業は, 地域力の停滞が指摘されている中, 地域福祉の推進に効果的かつ公益的な事業であり, 補助事業に類似したサービス等を提供する団体等はないため, この補助金の必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 当該補助事業では, 具体的な取組として, 3,848人の高齢者等への日常の見守り事業や, 身近な地域交流の場であるふれあいサロンを運営し, 延べ22,515人の高齢者等が参加しており, それらの活動を通じて, 地域のつながりの構築や, 地域福祉の推進に寄与した。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 当該事業は, 旭川市長寿社会生きがい基金の設置目的である長寿社会に対応する社会福祉活動を振興するため, 当該基金から生ずる収益等を財源とした補助事業であり, 要綱で補助事業の区分・対象ごとに補助率を定めているため, 補助率の参考基準に合致していない。また, 高齢者を主とした市民を対象に, 地域の中で安心して安全に生活できるよう, 地域ボランティアの参加と協力により, 共に支え合うことを目的とした事業である。地域力の停滞が指摘されている中, 独居高齢者の見守りや, 孤立を防ぐための通いの場・居場所づくりなどを行っており, 地域福祉の推進に欠かせない効果的かつ公益的な事業への支援であることから, 終期の設定はなじまないものである。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市長寿社会生きがい振興事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	全高齢者に対する受益者数が少ないことから, 補助事業としてより効率的・効果的なものとなるよう, 補助額を含めて事業内容を見直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成29年度	より効率的・効果的な補助事業への見直しを促すため, 予算額を減額した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	安定した事業運営のための財源確保。当該補助金の財源となる基金元金及び利子収入の減少。
解決に向けた取組	基金寄附金を増加させる。また, 当該事業を含めた基金充当事業の一般財源充当を実施。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域住民による地域福祉の推進は今後ますます必要となることから, 市として推進していくべき事業であり, 今後も進めていくことが必要である
外部評価	—	—
2次評価	見直し	基金の状況を踏まえ, 事業の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市老人クラブ運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S39		終期	-	
予算事業名	老人クラブ・高齢者いこいの家運営費					(事業コード)	032103				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		高齢者支援係		電話番号	内線 5318			
交付先(団体,個人等)	市内の老人クラブ										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	老人クラブ									
	(意図) どういう状態にしたい	健全な運営を図り,老人クラブ活動を充実させることにより,高齢者福祉の増進を図る。									
対象事業等の内容	老人クラブの運営及び老人クラブが行う社会参加活動等に要する経費に対し,補助金を交付する。										
積算方法	会員数に応じた人数基本額(33,000~57,000円),地域を豊かにする活動実施状況に応じた活動加算額(4,000円×1~6区分)及び高齢者いこいの家運営加算額の合計額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ数(休止除く) 単位:か所					② 老人クラブ会員数 単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	112	107	102	101	98	7,621	6,994	6,523	6,271	5,878	
成果指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ加入率 単位:%					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	5.8	5.3	4.9	4.7	4.4						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	2,920	2,640	3,202	4,207	7,313	
	市補助金	5,379	23,312	26,292	26,718	27,033	
	会費	9,674	9,141	9,135	8,277		
	寄附金	2,548	2,954	2,670	824		
	助成金	4,223	5,280	5,893	4,578		
	その他	24,286	23,357	18,898	3,442		
	収入合計	49,030	66,684	66,090	48,046	34,346	
市補助率(%)	11.0%	35.0%	39.8%	55.6%	78.7%		
支出合計	46,390	63,482	61,883	40,733	34,346		
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越	2,640	3,202	4,207	7,313		
市負担額	一般財源	1,696	15,524	17,500	17,111	18,022	
	特定財源	3,683	7,788	8,792	9,607	9,011	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		人工金額	2,162	2,185	2,211	2,210	2,240
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	7,541	25,497	28,503	28,928	29,273	
	受益対象者数	6,994	180,961	187,006	99,437	187,006	
	補助金単位コスト(単位:円)	1,078	141	152	291	157	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 会計処理が適正である ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		会計処理については,会計責任者のもと行われており,また,各老人クラブの総会時において,監査から会計監査報告を受けていることから,適正に処理されている。繰越金については,その繰越理由を報告してもらい,妥当性を判断している。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 老人クラブへの支援は老人福祉法によって定められており, 国庫補助(補助率3分の1)があり, 公益性は高く, また, 地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており, 高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 自主財源がとぼしく, 補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも, 各老人クラブに補助金を交付することで, 98クラブ, 5,878人のクラブ会員の活動が促進されるとともに, 延べ93,559人のいこいの家の利用があり, 高齢者ができる限り自立し, 生きがいを持ち, 安心して暮らせる社会づくりが推進された。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 老人クラブはおおむね60歳以上の者で構成する非営利の地域組織であり, かつ, 高齢者いこいの家を運営する老人クラブについては, 高齢者いこいの家の管理運営上特に必要な場合を除き, 施設利用に当たっての利用料を無料としていることから, 運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため, 受益者負担及び補助率の参考基準については補助金交付基準と合致していない。また, 地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており, 高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業であることから, 見直し期間を設定することは困難である。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	高齢者いこいの家運営費補助金との統合
解決に向けた取組	平成30年度からは, 老人クラブと高齢者いこいの家の一体的な運用(国庫補助(補助率3分の1)対象)を目指し, 順次老人クラブと高齢者いこいの家の一体化を進めている。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	老人福祉法に基づく補助金であるため, 継続して支援していく必要がある。また, 高齢社会が進展する中, 要介護者や地域で孤立する人をいかに増やさないようにするかが重要であることから, これ以上見直しは老人クラブの更なる衰退を招くおそれがある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	基金の状況を踏まえ, 事業の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	S49		終期	-	
予算事業名	老人クラブ・高齢者いこいの家運営費					(事業コード)	032103				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		高齢者支援係		電話番号	内線 5318			
交付先(団体,個人等)	旭川市老人クラブ連合会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市老人クラブ連合会(各単位老人クラブの育成指導と連絡調整を行う団体)									
	(意図) どういう状態にしたい	各単位老人クラブの育成及び効果的な運営を行うための各種事業を行うことにより,老人クラブ活動を充実させ,高齢者福祉の増進を図る。									
対象事業等の内容	老人クラブ連合会の運営及び老人クラブ連合会が行う高齢者の生きがいや健康づくりの推進,老人クラブの育成及び効果的な運営並びに地区老連(同一地区内の老人クラブが連携して様々な事業を行う組織)活動の強化・推進を図ることを目的とした各種事業										
積算方法	①補助対象経費の実支出額の2分の1に相当する額と総事業費から収入額(会費,負担金,市補助金を除く補助金,広告料,雑収入等)を控除した額とを比較して少ない方の額 ②連合会事務局職員の人件費										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地区老連活動実績数					② 老人クラブ会員数					
	単位:地区	単位:人									
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	10	10	9	9	7	7,621	6,994	6,523	6,271	5,878	
成果指標と過去5年間の実績	① 老人クラブ加入率					②					
	単位:%					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	5.8	5.3	4.9	4.7	4.4						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	5,833	5,534	5,481	5,075	6,801	
	会費	689	655	648	620	589	
	負担金	1,636	2,054	2,080		1,935	
	その他	500	470	470	410	350	
	収入合計	8,658	8,713	8,679	6,105	9,675	
	市補助率(%)	67.4%	63.5%	63.2%	83.1%	70.3%	
	支出合計	8,658	8,713	8,679	6,105	9,675	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	1,941	3,584	3,531	2,831	4,534	
	特定財源	3,892	1,950	1,950	2,244	2,267	
	人件費	正職員	0.25	0.25	0.25	0.25	0.25
		人工金額	1,801	1,821	1,842	1,842	1,867
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	7,634	7,355	7,323	6,917	8,668		
受益対象者数	6,994	6,523	6,271	5,878	5,782		
補助金単位コスト(単位:円)	1,092	1,128	1,168	1,177	1,499		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない ◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 会計処理については, 会計責任者のもと行われており, また, 総会時において, 監査から会計監査報告を受けていることから, 適正に処理されている。繰越金については精算時に剰余金を全額返還していることから, 繰越金は生じない。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 老人クラブへの支援は老人福祉法によって定められており, 国庫補助(補助率3分の1)があり, 公益性は高く, また, 地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており, 高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 自主財源がとぼしく, 補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも, 旭川市老人クラブ連合会に補助金を交付することで, 98クラブ, 5,878人のクラブ会員の活動が促進され, 高齢者ができる限り自立し, 生きがいを持ち, 安心して暮らせる社会づくりが推進された。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 補助率については, 運営費のうち平成24年度から旭老連事務局職員人件費を全額補助対象とする見直しを行ったため, 参考基準に合致しない(事業費相当分で見ると補助率は30%弱となる)。また, 地域福祉や介護予防の観点からも大きな役割を果たしており, 高齢者福祉の更なる充実のために必要な事業であることから, 見直し期間を設定することは困難である。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市老人クラブ連合会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	引き続き事務局自立化の取組を進めること。また, 老人クラブ数と連動させて補助金額を算定するなど, 補助金の在り方を再検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	旭川市老人クラブ連合会自立化検討委員会での検討は継続しているものの, 特に事務局の移転については, 連合会の財政及びスペース確保の問題から, 具体的な見通しが立っていない。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	事務局自立化
解決に向けた取組	同会内に自立化検討委員会を設置し, 検討が続いているところだが, 具体的な話は進んでいない。老人クラブ運営費補助金及び高齢者いこいの家運営費補助金の統合を進める中で, 老人クラブの活性化やクラブ会員の増員を図り, 連合会の組織体制の維持強化を行いながら検討を進めていく。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	老人福祉法に基づく補助金であり, かつ, 市内全域の高齢者の受皿としての役割を持つ地域福祉を支える団体であるため, 存続のために継続して支援していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	基金の状況を踏まえ, 事業の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市高齢者いきいの家運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H9		終期	-	
予算事業名	老人クラブ・高齢者いきいの家運営費					(事業コード)		032103			
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		高齢者支援係		電話番号	内線 5318			
交付先(団体,個人等)	高齢者いきいの家運営委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	おおむね60歳以上の旭川市民									
	(意図) どういう状態にしたい	適正な管理運営のもと,高齢者が楽しい仲間を見つけ,生きがいや喜びを感じることができるように,娯楽やレクリエーションなどの活動を楽しめる身近な場所を提供し,高齢者の健康で明るい生活につなげる。									
対象事業等の内容	高齢者いきいの家の管理運営に必要な費用を助成する。										
積算方法	利用施設形態及び月開設日数並びに利用者数に応じた算定費目の合算額を補助。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 高齢者いきいの家数(休止除く) 単位:か所					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	133	130	70	57	55						
成果指標と過去5年間の実績	① 利用者延数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	323,692	305,703	305,711	276,743	144,209						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	2,537	1,163	963	1,231	1,401	
	市補助金	30,476	15,339	13,771	13,004	12,991	
	その他	1,492	478	487	262		
	収入合計	34,505	16,980	15,221	14,497	14,392	
	市補助率(%)	88.3%	90.3%	90.5%	89.7%	90.3%	
	支出合計	32,297	15,875	13,963	13,094	14,392	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	2,208	1,105	1,258	1,403			
市負担額	一般財源	15,238					
	特定財源	15,238	15,339	13,771	13,004	12,991	
	人件費	正職員	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		人工金額	2,162	2,185	2,211	2,210	2,240
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	32,638	17,524	15,982	15,214	15,231		
受益対象者数	305,703	131,273	96,709	50,650	96,709		
補助金単位コスト(単位:円)	107	133	165	300	157		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
会計処理については,会計責任者のもと行われている。また,繰越金については,用途を明確にし,用途不明分は返還の対象としている。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 高齢者が身近な場所で生きがい・健康づくりを実践することは, 介護予防と健康増進につながっており, 高齢者福祉施策を推進していく上で費用対効果も高く, 公益的な事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 受益者負担がない形での事業運営を行っていることから, 補助金への依存度は高い。現時点においては補助金がなくなった場合の施設の運営維持は困難である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも, 各いこいの家運営委員会に補助金を交付することで, 延べ50,650人のいこいの家の利用があり, 高齢者の心身の健康の増進が図られた。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 現状においては, 補助金の交付先団体が利用者(高齢者), 民生児童委員, 町内会, 老人クラブ等の代表等で構成する非営利の地域組織であり, かつ, ごく一部を除いた利用者が退職後の高齢者であるため, 管理運営上特に必要な場合を除き, 施設利用に当たっての利用料を無料としていることから, 運営経費の大部分を補助金に頼らざるを得ない状態にあるため, 受益者負担及び補助率の参考基準については補助金交付基準と合致していない。また, 健康相談, 防火防犯啓発, 交通安全, 介護予防など関係機関の啓発活動のために高齢者いこいの家が利用されており, 高齢者福祉全般的な観点からも, その役割は重要かつ継続性を持っているため, 見直し期間を設定することは困難である。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市高齢者いこいの家運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	一次評価(老人クラブとの一体的な体制づくりなど, 経費節減を含め効率的な運用を検討すること)に加え, 受益者負担の導入を検討すること。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
平成30年度	老人クラブと高齢者いこいの家の一体化を進めることにより, 一体化した分が新たに国庫補助(補助率3分の1)の対象となった。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	老人クラブ運営費補助金との統合
解決に向けた取組	平成30年度からは, 老人クラブと高齢者いこいの家の一体的な運用(国庫補助(補助率3分の1)対象)を目指し, 順次老人クラブと高齢者いこいの家の一体化を進めている。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	見直し	老人クラブとの一体的な体制づくりなど, 経費節減を含め効率的な運用を検討する。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	基金の状況を踏まえ, 事業の在り方を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市介護サービス等継続支援事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R3	
予算事業名	介護サービス等継続支援費					(事業コード)	0312A0				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内5311			
交付先(団体,個人等)	介護サービス事業者										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した介護サービス事業所運営事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	感染者が発生した状況において, 関係者との緊急かつ密接な連携の下, 感染機会を減らしつつ, 介護サービスを提供するために必要な経費を補助することで, 介護サービスの提供体制を確保する。									
対象事業等の内容	感染者が発生した状況においても, 必要な介護サービスを継続して提供できるよう, 通常の介護サービス提供時では想定されない, かかり増し経費等に対し, 補助を行う。										
積算方法	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(令和2年5月15日付け老発0515第1号厚生労働省老健局長通知)に基づき, 介護サービス種別ごとに, 補助金額を算定している。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助実施事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
成果指標と過去5年間の実績	① 補助実施事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金				11,745	12,000	
	事業者負担				772		
	その他						
	収入合計				12,517	12,000	
	市補助率(%)				93.8%	100.0%	
支出合計	うち食糧費, 交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				11,745	12,000	
	人件費	正職員				0.2	0.2
		人工金額				1,473	1,493
	その他事務費						
合計				13,218	13,493		
受益対象者数				20	13		
補助金単位コスト(単位:円)				660,900	1,037,923		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 ■ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) □ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 介護サービスは, 介護が必要な高齢者にとって不可欠なサービスであり, 新型コロナウイルス感染症の感染者発生時においてもサービス提供を継続するためには, 通常のサービス提供時以上の感染対策が必要となる。経費の補助がなければ事業所の運営に支障を来すことから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 介護サービス事業所が感染者発生時においても, 事業を継続するために必要である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) かかり増し経費を補助することにより, 介護サービスを継続して提供することができた。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 国庫補助事業であるため, 市の補助率の参考基準と合致しない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	老人福祉施設等整備推進補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H21		終期	-	
予算事業名	老人福祉施設等整備推進補助金					(事業コード)	031202				
所管部署	福祉保険部		長寿社会課		地域包括ケア推進係		電話番号	内線 5312			
交付先(団体,個人等)	市内の高齢者福祉施設等										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内の高齢者福祉施設等									
	(意図) どういう状態にしたい	施設整備等に必要な費用を補助することにより,施設の環境改善,安全対策の強化を図る									
対象事業等の内容	既存施設の sprinkler 整備,非常用自家発電設備整備,自然災害対策,地域密着型施設の整備,新規施設の備品購入費用 など										
積算方法	国庫,道費の補助割合・金額と同率・同額としている										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業所数					②					
	単位:箇所					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	34	28	15	30	48						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助金交付事業所の定員数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	919	648	325	1,209	1,555						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	71,041	108,098	145,911	186,311		
	その他市補助金						
	法人自己資金	31,742	29,491	47,954	10,759		
	その他						
	収入合計	102,783	137,589	193,865	197,070		
	市補助率(%)	69.1%	78.6%	75.3%	94.5%		
支出合計	102,783	137,589	193,865	197,070			
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源	0	0	0	498		
	特定財源	71,041	108,098	145,911	185,813		
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
その他事務費							
合計	72,482	109,554	147,385	187,784			
受益対象者数	648	325	1,209	1,555			
補助金単位コスト(単位:円)	111,855	337,089	121,907	120,761			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 会計処理は事業者から実績報告を受けており,適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 本市の高齢者福祉を担う各施設の設備更新等を行うことで, 高齢者が安心・安全に入居を続けることができる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 経年劣化による設備更新や安全対策の強化等には多額の費用が必要であり, 当該補助金により事業者の負担を抑えつつ施設の整備等を行うことができる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 当該補助により, 高齢者施設の設備更新や非常時の安全確保(3施設), 感染症拡大防止対策(44施設)がなされ, 入居環境が改善した。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	引き続き国庫, 道費の補助金を活用した施設整備を行う。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害者相談支援事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者相談支援費					(事業コード)		031112			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	(福)あかしあ労働福祉センター, NPO法人ベネッセレ										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	日常生活において不安や疑問等を抱える障害者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害者, 家族等からの相談に応じ, 障害者が自立した日常生活, 社会生活を営むことができるよう支援する。									
対象事業等の内容	障害者相談支援事業の運営に要する人件費, 事務費等を補助する。										
積算方法	相談支援事業所の主な事業内容により決定。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 相談支援事業所数					② 相談件数					
	単位:か所					単位:件					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
2	2	2	2	2	8,012	7,085	7,357	6,688	6,487		
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	17,268	17,268	17,268	17,268	17,268	
	協議会負担						
	その他	4,806	3,644	5,259	5,510	5,510	
	収入合計	22,074	20,912	22,527	22,778	22,778	
	市補助率(%)	78.2%	82.6%	76.7%	75.8%	75.8%	
	支出合計	22,074	20,912	22,527	22,778	22,778	
うち食糧費, 交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	17,268	17,268	17,268	17,268	17,268	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	17,989	17,996	18,005	18,005	18,015		
受益対象者数		7,085	7,357	6,688	6,487	6,487	
補助金単位コスト(単位:円)		2,539	2,446	2,692	2,776	2,777	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
	◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 会計処理は, 法人の会計処理規程により監査から会計監査報告を受ける等, 適正に処理されている。繰越金は生じておらず, 適正な範囲と認められる。						

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
	2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		医療・福祉の領域や地域の社会基盤との連携強化のための調整, 障害に対する理解促進などの事業を実施している地域活動支援センターI型に対して, それらに関わる相談支援業務へ補助を行うことにより, 日常生活での困りごとを相談できる機会が提供され, 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
	3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		収益性に乏しいため, 補助金がなくなった場合の本事業の維持は困難となる。また, 本事業がなくなった場合, 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした障害者やその家族等からの相談に応じる場を失うこととなる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	令和2年度で約6,500件もの相談に応じ, 必要な情報の提供, 社会資源を活用するための同行支援等の便宜を供与している。これらは地域の障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 本来市が実施すべき事業を補助によって実現したものであり, 効果は高い。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない 	
5その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。</p> <p>(2)受益者負担: 受益者負担になじまない非営利事業であり, 障害者の地域生活相談支援拠点として, 地域の障害者に対し高く寄与している。</p> <p>(3)補助率の参考基準: 財政基盤が極めて弱く, 運営費の大半が補助金のため, 基準における補助率の適用が困難である。</p> <p>(4)見直し期間の設定: 地域活動支援センターI型(障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業)への設置必須である相談支援事業所に対しての補助であることから, 見直し期間の設定はしていない。</p>		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	障害者相談支援事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者総合支援法において市町村の責務とされている障害者の相談に応じることについて, 専門性を有する事業者による実施に対して補助を行うことにより対応しているため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H14		終期	-	
予算事業名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード)		031308			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	特定非営利活動法人 旭川障害者連絡協議会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	特定非営利活動法人旭川障害者連絡協議会による障害者福祉センター連絡バス運行事業									
	(意図) どういう状態にしたい	北彩都地区の障害者福祉センターと市内中心部を結ぶシャトルバスを運行することにより, 障害者福祉センターを利用する障害者の利便性を高める。									
対象事業等の内容	旭川障害者連絡協議会が運行する障害者福祉センター連絡バス事業に対し, 運行に必要な経費を補助する。										
積算方法	補助対象経費の職員給与, 社会保険料, 燃料費, 修繕費, 自動車保険料等の合算額を限度として, 予算の範囲内で市長が適当と認める額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 乗車人数 単位:人					② 運行日数 単位:日					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	6,704	5,054	5,016	4,596	2,193	292	291	288	267	262	
成果指標と過去5年間の実績	① 年間運行便数 単位:便					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	32,704	30,264	29,952	27,768	27,248						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	7,895	7,895	7,895	7,895	7,895	
	協議会負担	369	222	260	189	260	
	その他						
	収入合計	8,264	8,117	8,155	8,084	8,155	
	市補助率(%)	95.5%	97.3%	96.8%	97.7%	96.8%	
	支出合計	8,264	8,117	8,155	8,084	8,155	
	うち食糧費, 交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源	7,895	7,895	4,183	3,985	1,974	
	特定財源			3,712	3,910	5,921	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
	合計	8,616	8,623	8,632	8,632	8,642	
	受益対象者数	5,054	5,016	4,596	2,193	5,000	
	補助金単位コスト(単位:円)	1,705	1,719	1,878	3,936	1,728	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
会計処理については, 総会時において, 監査から会計監査報告を受けていることから, 適正に処理されている。事業内容等と補助目的の整合性については, 事業の報告書を審査した結果, 整合性があると判断している。							

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 障害者による障害者福祉センターの利用を促進することで, 障害者の自立と社会参加を積極的に推進している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 旭川障害者福祉センターを主に利用する障がい者等にとって, 既存の民間バスの路線及び停留所の設置場所は利便性が低く, 本補助金が廃止された場合に同センターの利用者数が大きく低下する。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) バス運行事業費の95%以上が補助金によって賄われており, 同事業によって年間4,000~5,000人(令和2年度はコロナの影響で約2,200人)が連絡バスにて旭川市障害者福祉センターを利用しているため, 同センターへの利便性向上に寄与しており, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5 その他	<p>「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。</p> <p>(2)受益者負担: 本事業は障害者の利便性を高め, 障害者福祉センターの利用促進を目的としている事業であることから, 受益者に負担を強いることは事業の趣旨に沿わないため。</p> <p>(3)補助率の参考基準: 受益者負担を無料としているが他に収入がなく, ほぼ補助金のみで事業を実施していることから, 補助率の設定はなじまない。</p> <p>(4)見直し期間: 市からの要望により開始した事業であり, 事業開始当時に市と事業実施者との協議により, 随時, 見直しに関する検討を行うこととするが特別に見直し期間を設定しないこととしたため。</p>		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川障害者連絡協議会バス運行事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	運行の必要性を明確にするとともに, 継続する場合は収入の確保など新たな視点で構築し直すこと。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和元年度	運行の必要性については, 北彩都地区の公共交通機関及び連絡バス利用状況の確認を継続的に実施した。また, 収入について令和元年度より国及び道の補助金の交付を受けることで収入確保に努めた。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	バス乗車率の低下
解決に向けた取組	運行経路の見直し(市立旭川病院経由)を検討し, 乗車率の向上を図る。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	北彩都地区の公共交通機関については未だ利便性が高いとは言えず, 障害者にとっては障害者福祉センターを利用のための連絡バスが必要不可欠であり, 連絡バスを廃止することで障害者福祉行政の停滞につながるおそれがあるため。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	バス乗車人数が減少傾向であることから, 効率的な運行となるよう運行方法を見直すこと。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	地域活動支援センター補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード)	031308				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線 5332				
交付先(団体,個人等)	地域活動支援センター運営主体										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	一般就労することが困難な障害者									
	(意図) どういう状態にしたい	通所による生活訓練,作業訓練を行うとともに,福祉的就労の場や社会交流の場を設け,地域社会や関係機関と一体となり,障がい者の自立促進と福祉向上を図る。									
対象事業等の内容	地域活動支援センターの運営に要する人件費,事務費等を補助する。										
積算方法	地域活動支援センターの主な指導内容(作業指導,生活指導,文化的創造活動),利用者数,職員配置数により決定。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 地域活動支援センター数					② 1日平均利用者数					
	単位:か所					単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	5	4	4	4	4	72	67	64	64	64	
成果指標と過去5年間の実績	① 年間実利用者数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	344	313	301	312	288						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越	42	56	40	7	9	
	市補助金	37,596	37,543	37,300	37,523	37,730	
	協議会負担						
	その他補助金	1,404	1,457	1,700	1,477	1,270	
	寄付金等	6,577	8,487	8,469	9,203	9,203	
	その他						
	収入合計	45,619	47,543	47,509	48,210	48,212	
	市補助率(%)	82.4%	79.0%	78.5%	77.8%	78.3%	
	支出合計	45,563	47,503	47,502	48,201	48,212	
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越	56	40	7	9	0		
市負担額	一般財源	30,652	30,616	30,451	30,324	30,230	
	特定財源	6,944	6,927	6,849	7,199	7,500	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	39,037	38,999	38,774	38,996	39,223		
受益対象者数	313	301	312	288	288		
補助金単位コスト(単位:円)	124,719	129,565	124,276	135,403	136,191		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
会計処理は,法人の会計処理規程により監査から会計監査報告を受ける等,適正に処理されている。繰越金は,補助金総額に対してごく少額に留まっており,適正な範囲と認められる。							

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する(※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 障害者の社会参加を支援する地域活動センターの運営を支援することで, 積極的に地域社会とつながりを持つことが難しい障害者に対して, 日中の居場所づくりや生きがいづくりに係る取組などが推進され, 地域社会との交流が促進されることにより, 地域共生社会の実現に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 収益性に乏しいため, 補助金がなくなった場合の本事業の維持は困難となる。また, 本事業がなくなった場合, 地域の障害者等の自立と社会参加の促進を図るための貴重な日中活動の場を失うこととなる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 具体的に記入する) 年間300人前後の一般就労が難しい障害者に対して, 創作的活動, 生産活動, 地域との交流等を図るための場及び機会を提供しており, もって障害者がいきいきと暮らすための自立と社会参加の促進に寄与していると言え, 効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)受益者負担: 旭川市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例第12条において, 「地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求められることができるのは, 当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって, 当該利用者等による支払を求められることが適当であるものに限るものとする。」と規定されていることから, 受益者負担の設定は行っていない。 (3)補助率の参考基準: 財政基盤が極めて弱く, 運営費の大半が補助金のため, 基準による補助率の適用が困難である。 (4)見直し期間の設定: 地域活動支援センターは, 障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業の必須事業であることから, 見直し期間の設定はしていない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	地域活動支援センター補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	地域活動支援センターは, 障害者の地域生活支援に関する重要拠点であり, 障害者の地域移行促進の国の方針にも合致するため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H18		終期	-	
予算事業名	障害者地域生活支援事業費					(事業コード)		031308			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	ピア・ミーティング運営委員会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	精神障害者及び地域住民									
	(意図) どういう状態にしたい	精神障害者と地域住民との交流を促進するとともに,地域住民に対するノーマライゼーション理念の普及啓発を図り,精神障害者等の社会参加を促進する。									
対象事業等の内容	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業及び芸術文化講座開催等事業並びにその他社会参加促進事業										
積算方法	補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を限度とし,当該会計年度予算の範囲内で定めた額とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 事業参加者数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	52	41	48	41	0						
成果指標と過去5年間の実績	① 事業参加者数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	52	41	48	41	0						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	300	300	300		300	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	300	300	300		300	
	市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	
	支出合計	300	300	300		300	
	うち食糧費,交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源	157	143	141		75	
	特定財源	143	157	159		225	
	人件費	正職員	0.05	0.05	0.05		0.05
		人工金額	360	364	368		373
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	660	664	668		673	
	受益対象者数	41	48	41		41	
	補助金単位コスト(単位:円)	16,098	13,833	16,293		16,415	
適格性	共通事項	◇ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◇ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◇ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である ※令和2年度は,新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により,事業中止					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 当該事業について市民, 関係団体等に広く周知し, 精神障害者の社会参加促進等に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該事業の実施団体は, 精神保健福祉関係の当事者や職員有志により設立されており, 財政基盤がないため, 補助金の交付がなければ事業の実施が困難である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 本市の補助金以外の収入がないため, 補助金によって事業を実施することができている。当事者の意見交流の場は数少ない機会であり, 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが, 例年40人以上が参加しており, ピアミーティングに参加することで当事者の社会参加へのきっかけとなっている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)受益者負担:社会参加促進事業のため, 負担を設定していない。 (3)補助率の参考基準:交付団体は事業実施のため, 精神保健福祉関係の当事者や職員有志により設立されており, 財政基盤がなく, 補助率の適用は困難である。 (4)見直し期間:精神障害者が増加している中, 自発的な社会参加が期待される事業の継続は重要であるため, 終期を設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	精神障害者地域社会参加・ふれあい交流事業費補助金	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向	
継続	—	
(2)対応年度	具体的な内容と効果	

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者の社会参加や自立促進及び地域住民への障害者理解に効果があり, 補助金がなければ事業継続は事実上不可能であるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	視覚障害者情報提供施設運営費補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	H12		終期	-	
予算事業名	視覚障害者情報提供施設運営費補助金					(事業コード)	031316				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線 5332				
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人旭川光風会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	視覚障害者									
	(意図) どういう状態にしたい	視覚障害者に情報提供を行っている点字図書館の運営費を助成し,視覚障害者の利用促進及び福祉の増進を図る。									
対象事業等の内容	身体障害者福祉法の規定に基づき設置する点字図書館の運営に要する人件費,事務費等を補助する。										
積算方法	専任職員数,施設の所在地,施設の機能により決定する。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 点字図書館蔵書数					② 点字図書館蔵書貸出件数					
	単位:タイトル					単位:タイトル					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	11,141	11,296	11,449	11,621	11,848	19,630	20,005	12,458	11,787	12,123	
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	29,250	29,514	32,598	32,511	32,587	
	協議会負担						
	その他	1,414	906	2,522	750	1,398	
	収入合計	30,664	30,420	35,120	33,261	33,985	
	市補助率(%)	95.4%	97.0%	92.8%	97.7%	95.9%	
	支出合計	30,664	30,420	35,120	33,261	33,985	
	うち食糧費,交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源	14,625	14,757	16,299	16,256	16,294	
	特定財源	14,625	14,757	16,299	16,255	16,293	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
	合計	30,691	30,970	34,072	33,984	34,080	
	受益対象者数	485	419	457	482	461	
	補助金単位コスト(単位:円)	63,280	73,914	74,556	70,506	73,926	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 交付先は外部による会計監査を受ける等,適正に処理されている。事業内容等と補助目的の整合性については,事業の報告書を審査した結果,整合性があると判断している。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	□ 合致する ■ 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	■ 合致する □ 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外	□ 合致する (※左欄2項目とも適合) ■ 概ね合致する □ 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり, 視覚障害者へ 情報提供し, 社会参加を支援するために必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 点字図書館の安定的運営のため, 本補助金で運営費の9割強が賄われており, 本市の視覚障 害者約1,000人(手帳交付者数)のうち例年400人以上に利用されているため, 視覚障害者の福 祉の増進が図られていると言え, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 受益者負担: 視覚障害者の社会参加及び文化的生活の維持に必要不可欠な公的サービスであり, 受益者に負担を求めることは適切で はない。 補助率の参考基準: 補助額は身体障害者保護費国庫負担金交付要綱で定める基準額と同額としているため, 補助金交付基準とは合 致しない。 見直し期間: 身体障害者福祉法に基づき設置する点字図書館の運営に関する補助金であり, 終期を設定することは適切ではない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評 価	結 果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	当該事業は視覚障害者の社会参加を推進するために必要不可欠な公的サービスであるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)									
補助金の性格	個人への事業費補助	始期	S49	終期	-					
予算事業名	障害者社会参加支援費			(事業コード)	031318					
所管部署	福祉保険部	障害福祉課	障害事業係	電話番号	内線5332					
交付先(団体,個人等)	身体障害者手帳(1~4級)の交付を受け,市内に居住地を有する者									
交付目的	(対象)誰,何に対して	身体障害者手帳(1~4級)の交付を受けている者								
	(意図)どういう状態にしたい	普通自動車運転免許を取得するのに要した経費の一部を補助することにより,身体障害者の負担を軽減し,もってその自立更生の促進に寄与する。								
対象事業等の内容	自動車教習所において免許を取得するための教習を受けるのに要した経費の一部を補助する。									
積算方法	1件当たり8万円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助人数 単位:人					② 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	6	6	3	3	2					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助人数 単位:人					② 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	6	6	3	3	2					

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金	480	240	240	160	400	
	自己負担	1,030	576	635	342	1,100	
	その他						
	収入合計	1,510	816	875	502	1,500	
	市補助率(%)	31.8%	29.4%	27.4%	31.9%	26.7%	
支出合計	1,510	816	875	502	1,500		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	480	240	240	160	400	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,201	968	977	897	1,147		
受益対象者数	6	3	3	2	5		
補助金単位コスト(単位:円)	200,167	322,667	325,667	448,500	229,400		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
		要綱に基づき申請を受け付け,補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 身体障害者に対して自動車運転免許取得に係る費用を補助することにより, 身体障害者の免許取得が拡大され, 生活の場が広がることで, 自立更生が促進されるとともに, 就労等の社会参加の促進にも寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 身体障害者の運転免許取得を推進し, 自立更生に寄与する目的であり, 身体障害者の負担を軽減するために必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 運転免許取得に係る費用の3割弱を補助することで, 身体障害者の社会参加を促し, 自立更生に寄与していることから, 効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (3)補助率:割合ではなく, 80,000円を上限としている。 (4)見直し期間を未設定としているが, 将来に向け国及び本市ともに障害者の社会参加を推進していく中で, 本事業の活用により, 経済的な基盤に関わらず, 障害者の特性に応じ運転免許の取得が促進されることで, より円滑な社会参加が期待されるものであり, 終期の設定はそぐわないと判断する。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(身体障害者運転免許取得費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
見直し	所得基準額や申請書等の各種様式について見直しを行う。
(2)対応年度	具体的な内容と効果
令和2年度	徳島県高松市が令和2年9月に実施した全国中核市(全57市)アンケート集計結果によると, 運転免許取得の助成に所得制限を設定しているのは3市(6%)のみ。このような現状から, 所得制限を設けることは障害者の福祉にそぐわないと判断した。

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	身体障害者が運転免許を取得することで, 社会参加を促し, 自立更生に寄与しているため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)									
補助金の性格	個人への事業費補助	始期	S49	終期	-					
予算事業名	障害者社会参加支援費			(事業コード)	031318					
所管部署	福祉保険部	障害福祉課	障害事業係	電話番号	内線 5332					
交付先(団体,個人等)	市内在住の身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けた肢体不自由者 ※所得制限あり									
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内在住の身体障害者(1・2級)の交付を受けた肢体不自由者								
	(意図) どういう状態にしたい	就労等を理由に,自ら所有し運転する自動車の改造に要する経費の一部を補助することにより,重度身体障害者の社会復帰を図る。								
対象事業等の内容	自ら所有し運転する自動車の操縦装置等の改造に要した経費の一部を補助する。									
積算方法	1件当たり8万円を限度とする。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助人数 単位:人					② 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	8	7	4	8	9					
成果指標と過去5年間の実績	① 補助人数 単位:人					② 単位:				
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
	8	7	4	8	9					

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	548	320	640	720	560	
	自己負担	701	384	1,221	1,345	1,176	
	その他						
	収入合計	1,249	704	1,861	2,065	1,736	
	市補助率(%)	43.9%	45.5%	34.4%	34.9%	32.3%	
	支出合計	1,249	704	1,861	2,065	1,736	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	548	320	640	720	560	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	728	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	1,269	1,048	1,377	1,457	1,307		
受益対象者数	7	4	8	9	7		
補助金単位コスト(単位:円)	181,286	262,000	172,125	161,889	186,714		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である 要綱に基づき申請を受け付け, 補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 重度身体障害者に対して自動車取得時の改造に係る費用を補助することにより, 重度身体障害者の自動車の取得が拡大され, 生活の場が広がることで, 自立更生が促進されるとともに, 就労等の社会参加の促進にも寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 身体障害者の自動車運転を可能とすることで社会参加を推進する目的であり, 身体障害者の負担を軽減するために, 必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 身体障害者の自動車運転を可能にすることは, 障害者の社会参加を促し, 自立更生に寄与する効果がある。年間の申請件数は直近5年間で平均7件と安定的に推移しニーズも認められるため, 改造に係る費用の一部を助成する効果は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (3)補助率:割合ではなく, 80,000円を上限としている。 (4)見直し期間を未設定としているが, 将来に向け国及び本市ともに障害者の社会参加を推進していく中で, 本事業の活用により, 経済的な基盤に関わらず, 障害者の特性に応じ自動車の改造が促進されることで, より円滑な社会参加が期待されるものであり, 終期の設定はそぐわないと判断する。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	身体障害者自動車運転免許取得費等補助金(重度身体障害者自動車改造費補助金分)
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	肢体不自由者の社会参加を推進するため, 本人が自動車を運転することが必要と考えるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市療育キャンプ事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H15		終期	-	
予算事業名	障害者社会参加支援費					(事業コード)		031318			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	旭川肢体不自由児者父母の会										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	普段,旅行する機会の少ない市内の心身障害児(者)とその保護者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害児(者)には療育訓練や集団生活体験,保護者には療育訓練技術の指導や研修を行い,障害児(者)とその家族の福祉向上を図る。									
対象事業等の内容	1泊もしくは2泊のキャンプを行い,医療訓練や温浴訓練,医師を講師とする保護者勉強会等を実施。										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加者数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	47	47	49	48	0						
成果指標と過去5年間の実績	① 参加者数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	47	47	49	48	0						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	800	800	800		800	
	協議会負担	132	126	126		126	
	参加費	248	224	270		270	
	自己財源	503	640	760		760	
	その他						
	収入合計	1,683	1,790	1,956		1,956	
	市補助率(%)	47.5%	44.7%	40.9%		40.9%	
	支出合計	1,683	1,790	1,956		1,956	
	うち食糧費,交際費	137	140	185		185	
次年度繰越							
市負担額	一般財源	200	200	200		200	
	特定財源	600	600	600		600	
	人件費	正職員	0.1	0.1	0.1		0.1
		人工金額	721	728	737		747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計	1,521	1,528	1,537		1,547		
受益対象者数	47	49	48		48		
補助金単位コスト(単位:円)	32,362	31,184	32,021		32,229		
適格性	共通事項	◇ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◇ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない ◇ 交付申請等が定めたとおりになっている					
	団体の運営,会計処理等	◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					
	※令和2年度は,新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により,事業中止						

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外	■ 合致する
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	□ 合致する
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満
		◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上	□ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。		□ 概ね合致する	
◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの)		□ 合致しない	
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 自らが外出等を希望する場合であってもそれを実現することが難しく, 医療的なケアを必要とする場合がある重度心身障害児者(及びその家族)に対して, 療育訓練や集団生活体験, 療育訓練技術の指導や研修を行うことにより, 社会参加等が可能となる障害者の裾野が広がっている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
	3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 当該事業を行うことができる, 市内における数少ない団体であるが, 収益性にとぼしいため, 補助金がなくなった場合の事業の維持は困難となる。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない
4 効果		(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 令和2年度については新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったが, 例年事業費の約4割を市の補助金で賄い事業が運営され, 当該事業を行うことにより障害を持つ児童等が50人程度参加しており, 当該児童等が経験することの少ない, 集団生活を体験する場となっているため, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (3)補助率の参考基準: 本事業は在宅重症心身障害児者とその家族を対象に, 医師等による療育相談等を行い, 対象者の福祉の向上を図ることを目的として, 市が直接実施していた「在宅重複重度障害児(者)療育キャンプ事業」をより効率的に実施するため, 補助に切り替えた事業である。補助事業となつてからは参加者の自己負担を導入しており, これ以上の収入増は見込めず, 定率の補助基準額を適用すると事業を継続できないことから, 交付先団体と協議し, 本補助金については, 補助率は適用しないものとしたため。 (4)見直し期間: 補助事業の実績等を考慮しながら, 毎年度, 見直しを行っているため, 一定の見直し期間を設定していない。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市療育キャンプ事業補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	在宅重度重複障害児(者)及びその家族の福祉向上に効果があり, 補助金がなければ事業継続は事実上不可能であるため継続が妥当であるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	障害者バス利用環境整備支援補助金													
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H26		終期	-				
予算事業名	障害者バス利用促進補助金					(事業コード)	031319							
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線 5332							
交付先(団体,個人等)	旭川電気軌道株式会社 道北バス株式会社 空知中央バス株式会社													
交付目的	(対象) 誰,何に対して	公共交通機関である市内定期路線バス及びオンデマンド交通を利用する障害者												
	(意図) どういう状態にしたい	障害者基本法の趣旨に則り,3障害共通の取扱いを進め,障害者の社会参加を促進する。												
対象事業等の内容	精神障害者保健福祉手帳所持者に対する市内区間の乗車料金の半額化を支援するため,市内一般乗合バス事業者等に対する補助事業を実施する。 半額方法は,市内定期路線バス及びオンデマンド交通において,精神障害者保健福祉手帳を乗務員に提示した場合に,乗車区間に応じた運賃の半額で乗車させる。													
積算方法	通常運賃の額から半額化後の利用者負担額を控除して得た額を補助対象経費とする。													
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助金交付団体数					②								
	単位:者					単位:								
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02				
2					2					2				
成果指標と過去5年間の実績	① 精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用回数					②								
	単位:回					単位:								
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02				
47,992					49,222					56,838				
59,696					58,186									

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081	
	市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	5,971	6,883	7,422	7,193	7,081	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	7,412	8,339	8,896	8,666	8,574		
受益対象者数	2,764	2,862	3,014	3,136	3,250		
補助金単位コスト(単位:円)	2,682	2,914	2,952	2,763	2,638		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 交付先が株式会社であり,法に基づき適切に会計処理されている。繰越金は発生していない。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input checked="" type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 一般乗合旅客自動車運送事業において, 身体障害, 知的障害, 精神障害の3障害共通の運賃割引を実施するために補助金を交付しており, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 事業者による自主的割引が困難であることから, 身体障害, 知的障害, 精神障害の3障害共通の運賃割引を実施するために, この補助金が必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 令和2年度の精神障害者保健福祉手帳所持者のバス利用回数は58,186回で, コロナ禍の影響を受けて令和元年度からは減少したが, 年々増えており, 交通費負担を軽減することによって, 精神障害者の社会参加及び社会復帰の促進を図ることができたと考えられる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (3)補助率の参考基準: 精神障害者が, 身体障害者及び知的障害者と同様に正規運賃の半額で乗車できるように補助額を定めているため, 補助金交付基準とは合致しない。 (4)見直し期間: 事業者による自主的割引が困難な現状から, 障害者全体の利用促進に向けた環境整備支援として補助しており, 事業者が自主的割引を行える状況が整い次第, 見直しを検討することとしているため, 終期は設定していない。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	障害者全体のバス利用促進に向けた環境整備支援補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	事業者が自主的割引を行える状況が整い次第, 見直しを検討することとしているが, 事業者の経営環境が厳しく見直し時期を見通せない。
解決に向けた取組	引き続き事業者に対し, 自主的割引を実施するよう要請を続ける。

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	精神障害者についても, 事業者が実施している身体・知的障害者と同様の自己負担となるように便宜を図る必要があるため。今後も事業者に対して共通の対応となるように要請する。
外部評価	継続	精神障害者が身体及び知的障害者と同様にバスを半額で利用できるよう配慮が必要であるが, バス事業者に対して, 3障害共通の取扱いを実施するよう引き続き要請すること。
2次評価	継続	外部評価に同じ

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	つつじの里等整備費償還補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H27		終期	R17	
予算事業名	つつじの里等整備費償還補助金					(事業コード)		031322			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 北海道療育園										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	つつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備,つつじグループホーム創設を行った社会福祉法人北海道療育園に対して									
	(意図) どういう状態にしたい	市から移譲したつつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備,つつじグループホーム創設について,社会福祉法人北海道療育園が借り入れた資金の償還に対し補助金を交付することで,つつじの里の安定した運営に寄与する。									
対象事業等の内容	つつじの里(旧旭川市つつじの里)の改善整備,つつじグループホーム創設について,社会福祉法人北海道療育園が借り入れた資金の償還に対し補助金を交付する。										
積算方法	補助対象経費は,補助事業者が対象事業を行うために金融機関等から借り入れた資金の償還に係る元金及び利息額とする。ただし,償還遅延に係る遅延利息と「旭川市つつじ学園の移譲等に関する協定書」において,助成対象となっていない事項に係る元金及び利息は対象としない。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助件数					②					
	単位:件					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	1	1	1	1	1						
成果指標と過去5年間の実績	①					②					
	単位:					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	93,479	96,996	94,740	93,844	94,542	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計	93,479	96,996	94,740	93,844	94,542	
	市補助率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計	93,479	96,996	94,740	93,844	94,542	
	うち食糧費,交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源	93,479	96,996	94,740	93,844	94,542	
	特定財源						
	人件費	正職員	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
		人工金額	721	1,456	737	737	747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
	合計	94,200	98,452	95,477	94,581	95,289	
受益対象者数		74	85	85	85	85	
補助金単位コスト(単位:円)		1,272,973	1,158,259	1,123,259	1,112,718	1,121,047	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 市から移譲したつつじの里(旧旭川市つつじ学園)の改善整備,つつじグループホーム創設について,協定書に基づき整備がなされており,要綱に基づき支出されている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1) 対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 概ね合致する □ 合致しない
	(2) 受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(3) 補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> □ 合致する ■ 合致しない
	(4) 見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<ul style="list-style-type: none"> □ 有(4年未満) □ 有(4年以上) □ 継続4年未満 □ 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) ■ 同一団体補助だが, 見直し設定していない □ 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5) 交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する □ 合致しない
	(6) 支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 合致する(※左欄2項目とも適合) □ 概ね合致する □ 合致しない
2 公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 市が運営していた旧旭川市つつじ学園の運営を移譲したことに伴う, 事業継続に必要な施設整備に係る事業である。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 公益性が高い □ 公益性が高いとは言えない	
3 必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 旧旭川市つつじ学園の運営を移譲したことに伴う補助事業であり, 協定書に基づき実施されている。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 必要性が高い □ 必要性が高いとは言えない	
4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) この補助金によって施設整備(定員85人)がなされたことにより, 旧旭川つつじ学園の利用者が継続して, 入居可能となった。また, 通所を行っていた者が入居を希望する際の受け皿となった。	(左の内容を踏まえての評価) ■ 効果が高い □ 効果が高いとは言えない	
5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2) 受益者負担及び(3) 補助率 市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき補助を行っているため。なお, 対象経費については, 入居者からの家賃収入を除いた額としている。 (4) 見直し期間 補助事業者が行う対象経費の償還に合わせて, 年度ごとに分割交付を行っているため, 4年ごとの見直しはそぐわないと判断する。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1) 行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2) 対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき行う補助であるため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	障害者団体等大会補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H17		終期	-	
予算事業名	障害者団体等大会補助金					(事業コード)		031325			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	各種大会実行委員会										
交付目的	(対象) 誰, 何に対して	旭川市で開催する障害者の各種大会を運営する実行委員会に対して補助する。(本補助事業は, 道内主要市で毎年持ち回りで開催される大会に対して補助を行うものである。)									
	(意図) どういう状態にしたい	大会等に要する費用の一部を補助し, 大会事業等を通じて心身を鍛え, 積極的な社会参加を推進し, その福祉の向上に寄与する。									
対象事業等の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 第61回北海道手をつなぐ育成会全道大会・旭川大会 令和元年度 第60回全道ろうあ者大会in旭川 令和2年度 第32回全道肢体不自由児者福祉大会旭川大会(新型コロナによりR3年度に延期) 										
積算方法	予算額を上限として, 要綱に定める補助対象経費に補助率2分の1を乗じた金額と, 補助対象経費の合計額から市補助金以外の収入を差し引いた金額のうち, どちらか低い方の金額以内とする。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 参加人数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	878			815	0						
成果指標と過去5年間の実績	① 参加人数					②					
	単位:人					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
	878			815	0						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金			400		500	
	市以外の補助金			800		500	
	助成金・負担金			200		200	
	参加費			5,850		5,850	
	その他			1,025		1,026	
	収入合計			8,275		8,076	
	市補助率(%)			4.8%		6.2%	
	支出合計			8,275		8,075	
うち食糧費, 交際費			1,185		1,185		
次年度繰越							
市負担額	一般財源			188		125	
	特定財源			212		375	
	人件費	正職員			0.1		0.1
		人工金額			737		747
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
合計			1,137		1,247		
受益対象者数			815		300		
補助金単位コスト(単位:円)			1,395		4,157		
適格性	共通事項	◇ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◇ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◇ 交付申請等が定めたとおりになっている ◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					
※令和2年度は, 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により, 事業中止							

※人件費(正職員分)は, 平成29年度7,205千円, 平成30年度7,282千円, 令和元年度7,369千円, 令和2年度7,366千円, 令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◆ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 障害者の社会的自立と, ノーマライゼーションの推進に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 障害者の積極的な社会参加の推進に資する大会等を開催することで, 本市の障害者福祉の向上に寄与することが期待できるため, 補助金の必要性が高いと考えられる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 市内外から多くの参加者があったことから, 障害者支援としての側面だけでなく, 経済効果的にも良い影響をもたらすと考えられる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市障害者団体等補助金
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	障害者団体大会等に要する費用の一部を補助することで, 当事者団体の積極的な活動推進に寄与しており, 市内に在住する障害者の社会参加を促進しているため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	つつじの里職員配置支援補助金										
補助金の性格	団体への運営費補助					始期	R1		終期	配置開始から5年間	
予算事業名	つつじの里等運営支援費					(事業コード)		031327			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	社会福祉法人 北海道療育園										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	社会福祉法人北海道療育園の運営する障害者支援施設 つつじの里									
	(意図) どういう状態にしたい	入所者の高齢化とそれに伴う重層な生活支援体制の整備を行う									
対象事業等の内容	つつじの里の入所者の高齢化とそれに伴う重層な生活支援体制の整備のため,本市指定基準条例に定める人員配置を超えて看護師等を配置した場合に,当該人件費の補助を実施する。										
積算方法	つつじの里における入所者へのサービスを提供するに当たり,旭川市指定障害者支援施設の人員,設備及び運営の基準等に関する条例第5条に規定する従業者及び員数を超える職員を配置した場合の看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)及び理学療法士又は作業療法士に係る費用(給与・手当・社会保険料等)の合算額										
事業量指標と過去5年間の実績	① 理学療法士又は作業療法士の配置人数 単位:人					② 看護職員の配置人数 単位:人					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				1	1				0	0	
成果指標と過去5年間の実績	① リハビリテーション計画策定人数 単位:人					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
				43	56						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金			4,869	3,619	12,559	
	協議会負担						
	その他						
	収入合計			4,869	3,619	12,559	
	市補助率(%)			100.0%	100.0%	100.0%	
	支出合計			4,869	3,619	12,559	
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源			4,869	3,619	12,559	
	特定財源						
	人件費	正職員			0.1	0.1	0.1
		人工金額			737	737	747
	その他事務費						
合計			5,606	4,356	13,306		
受益対象者数				43	56	56	
補助金単位コスト(単位:円)				130,372	77,786	237,607	
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 要綱に基づき申請を受け付け,補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◆ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◆ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input checked="" type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◆ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に伴い実施する事業である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に基づき行われた経過があり, 本事業はつつじの里の円滑な運営に必要な職員の配置及び資質向上を図るためのもので必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 本補助金により配置基準を超えるリハビリ職員1人が配置されたことにより, 施設の高齢障害者56人に対して, 医療・リハビリ体制の充実が図られ, より高度な専門的知識を有する適切な支援がなされるようになった。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)受益者負担: 受益者はサービスの提供を受けるにあたり, 「障害福祉サービス支給による利用者負担」を行っており, 本事業において更なる受益者負担を求めることがなじまないため。 (3)補助率の参考基準: 本事業が旧旭川市つつじ学園の社会福祉法人北海道療育園への移譲に当たって締結した協定に基づき実施していることを考慮すると, 補助率を設定することはなじまないため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	市の事業の移譲に伴い締結した協定書に基づき行う補助であり, 終期の設定も行っているため。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市就労継続支援事業所生産活動活性化事業費(布マスク等製作分)補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	就労継続支援事業所生産活動活性化事業費					(事業コード)	031330				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線 5331				
交付先(団体,個人等)	特定非営利活動法人恵生会ワークハウスひまわり 外36件										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けている,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を行う事業所									
	(意図) どういう状態にしたい	本市仕様に基づく布マスク及び医療用ガウンの代用品(代用ガウン)の製作に係る費用に対して補助を行うことで,事業所における生産活動を活性化させることで通所する障害者の就労機会の拡大し,賃金又は工賃の確保を図る。									
対象事業等の内容	事業所が布マスク・代用ガウンを製作するのに必要な部材等の購入費を補助する。 ※ 本補助とは別に完成品の購入を行っている。										
積算方法	対象経費実支出額と布マスクの製作に要する費用(ミシン,生地等その他雑費)及び代用ガウンの製作に要する費用(ビニール袋及び養生テープその他雑費)並びに製品ロス(10%)を考慮して設定した基準額を比較し,より少ない方の金額を各事業所の補助金額とした。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 布マスク製作枚数					② 代用ガウン製作枚数					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					26,080					71,178	
成果指標と過去5年間の実績	① 布マスクの市買取総額(事業所売上金額)					② 代用ガウンの市買取総額(事業所売上金額)					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					8,972					12,243	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				10,073		
	各事業所負担額				130		
	収入合計				10,203		
	市補助率(%)				98.7%		
	支出合計				10,203		
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				10,073		
	人件費	正職員				1.0	
		人工金額				7,366	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
	合計				17,439		
	受益対象者数				37		
	補助金単位コスト(単位:円)				471,324		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就労継続支援事業所を支援することで, 各事業所における生産活動を活性化させるとともに, 通所する障害者の就労機会を確保しようとするものであることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症は広く経済活動に影響を及ぼしており, 市による各種支援が行われているところであるが, 各企業からの請負作業の受注等により事業運営をしている就労継続支援事業所も同じく苦しい経営状況に陥っており, 事業の必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた37件の就労継続支援事業所を支援することで, 当該事業所の安定的運営及び通所する障がい者の就労機会の確保に寄与した。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の補助金(臨時交付金及び障害者総合支援補助金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉サービス等事業者特別給付金(障害福祉サービス事業所分)										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	障害福祉サービス等事業者特別給付金					(事業コード)	031331				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害サービス係		電話番号	内線 5262			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内障害福祉サービス等事業所									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い障害者に,徹底した感染防止対策を講じながら日常生活に欠かせないサービスを提供してきた障害福祉サービス等事業者に対し,今後感染防止対策を講じながら事業を継続することを支援する。									
対象事業等の内容	対象となる障害福祉サービス等事業者に対し,特別給付金を支給する。										
積算方法	事業所種別及び利用者数の区分に応じ,40,000円~300,000円を支給。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				18,300		
	協議会負担						
	その他						
	収入合計				18,300		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計						
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				18,300		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費				18		
合計				19,055			
受益対象者数				259			
補助金単位コスト(単位:円)				73,571			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費 ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ .3. ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象	<input type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担 ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考 基準 ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間 (終期設定) ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程 (支出根拠) ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する 書類の添付 ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◆ 上記以外	<input type="checkbox"/> 合致する (※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 障害福祉サービス等事業者が, 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら事業を継続することで, 障害者及びその保護者へのサービス提供の維持に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により従前のサービス提供が困難になったため, サービス報酬が減少した事業者がいるほか, 感染防止対策のために必要な物品等を購入するなど当初想定されていない経費が生じており, 経済的な支援が必要と認められる状況である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 給付金を活用し, 感染防止対策を講じながらサービス提供を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(1)・(2)・(3)・(6) 事業所種別及び利用者数に応じた給付金であり, 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の臨時交付金を活用して実施したものであるため。	

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉サービス等事業者特別給付金(障害児通所支援事業所分)										
補助金の性格	団体への事業費補助	始期	R2	終期	R2						
予算事業名	障害児通所支援等事業者特別給付金					(事業コード)	031332				
所管部署	福祉保険部	障害福祉課	障害サービス係	電話番号	内線 5262						
交付先(団体,個人等)	市内障害児通所支援等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	市内障害児通所支援等事業所									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い障害児に,徹底した感染防止対策を講じながら日常生活に欠かせないサービスを提供してきた障害児通所支援等事業者に対し,今後も感染防止対策を講じながら事業を継続することを支援する。									
対象事業等の内容	対象となる障害児通所支援等事業者に対し,特別給付金を支給する。										
積算方法	事業所種別及び利用者数の区分に応じ,40,000円~120,000円を支給。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					72						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					72						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				2,880		
	協議会負担						
	その他						
	収入合計				2,880		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計						
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				2,880		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費				4		
	合計				3,621		
受益対象者数					72		
補助金単位コスト(単位:円)					50,292		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◇ 会計処理が適正である ◇ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 障害児通所支援等事業者が, 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら事業を継続することで, 障害児及びその保護者へのサービス提供の維持に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により従前のサービス提供が困難になったため, サービス報酬が減少した事業者がいるほか, 感染防止対策のために必要な物品等を購入するなど当初想定されていない経費が生じており, 経済的な支援が必要と認められる状況である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 給付金を活用し, 感染防止対策を講じながらサービス提供を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(1)・(2)・(3)・(6) 事業所種別及び利用者数に応じた給付金であり, 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の臨時交付金を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉サービス等継続支援事業特別支援金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	障害福祉サービス等継続支援費					(事業コード)	031336				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害サービス係		電話番号	内線 5262			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	大規模な集団感染が発生した障害福祉サービス等事業所・施設									
	(意図) どういう状態にしたい	必要な障害福祉サービスを継続して提供できるよう支援する									
対象事業等の内容	特別支援金500万円を支給する。										
積算方法	一障害福祉サービス等事業所・施設当たり500万円										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					1						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02
					1						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				5,000		
	協議会負担						
	その他						
	収入合計				5,000		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計				5,000		
	うち食糧費,交際費						
	次年度繰越						
市負担額	一般財源						
	特定財源				5,000		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
		臨時・嘱託/会計年度任用職員					
	その他事務費						
合計				5,737			
受益対象者数					1		
補助金単位コスト(単位:円)					5,737,000		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令, 条例, 規則, 要綱等に基づいている ◆ 支出目的, 支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営, 会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにしている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的, 事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し, 妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 市内で大規模なクラスターが発生する中で, クラスター対応に取り組む事業者を支援し, サービス提供を継続することを支援する。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 100人を超える大規模クラスターが発生しており, 経済的な支援が必要と認められる状況である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 特別支援金を活用し, クラスターを終息させ, サービス提供を継続することができた。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2)・(3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の臨時交付金を活用して実施したものであるため。 1(6) 給付金的性格であるため, 支出証拠書類の提出は求めているが, 実績報告にて用途についての報告を受けている。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価	—	—
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市障害者福祉施設等整備費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	H20		終期	-	
予算事業名	障害者福祉施設等整備補助金					(事業コード)		031311			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線5332			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	障害福祉サービス等事業所の創設,修繕等に対し,市として必要性が認められ,かつ国より補助金交付の対象として採択された者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害福祉サービス等の基盤整備を促進させる。									
対象事業等の内容	社会福祉法人等が行う障害福祉サービス等事業所の創設,修繕等に対し,市として必要性が認められ,かつ国より補助金交付の対象として採択された者に対し,補助金を交付する。										
積算方法	補助対象経費は施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費とし,土地の買収又は整地に要する経費,職員の宿舎に要する経費,その他施設整備費として適当と認められない経費は補助対象経費から除く。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	12	8	13	6	1						
成果指標と過去5年間の実績	① 利用定員数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	単位:
	431	284	671	161	40						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金	24,962	89,669	66,639	4,207	196,060	
	法人負担	15,493	132,930	30,270	1,403	243,753	
	その他						
	収入合計	40,455	222,599	96,909	5,610	439,813	
	市補助率(%)	61.7%	40.3%	68.8%	75.0%	44.6%	
	支出合計	40,455	222,599	96,909	5,610	439,813	
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源	8,324	8,793	9,516	1,403	31,954	
	特定財源	16,638	80,876	57,123	2,804	164,106	
	人件費	正職員	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
		人工金額	1,441	1,456	1,474	1,473	1,493
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計	26,403	91,125	68,113	5,680	197,553		
受益対象者数	284	671	161	40	80		
補助金単位コスト(単位:円)	92,968	135,805	423,062	142,000	2,469,413		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
		◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 旭川市障がい者福祉施設等整備方針に沿って,整備を行っており,事業内容と補助目的の整合性がとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input checked="" type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 旭川市障がい者福祉施設等整備方針に沿って, グループホームや生活介護事業所等の整備に対して補助を行うことにより, 施設等に入所している障がい者の地域生活への移行や地域での活動を促進し, 障がい者の地域との交流に寄与している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 施設整備を行うことにより, 利用者が安心して生活する場が確保できる。また, 災害に備えた改修・修繕等が促されるため, 必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) グループホームや生活介護事業所の創設や自家発電設備の設置等について補助することにより, 事業者の負担を軽減し, 施設整備が促進されることにより, 利用者の活動の場や安全を確保している。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 (2)本補助金は施設の整備に係る補助であり, 受益者(利用者)に直接負担を求めることはなじまないため。 (4)国庫補助基準に基づくため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	市内においては, 生活介護や共同生活援助の事業所が不足しているほか, 災害や感染症対策も必要であり, 今後も当該補助のニーズがあるため。
外部評価		
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市就労継続支援事業所生産活動活性化事業費(自主事業分)補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2	終期	R2		
予算事業名	就労継続支援事業所生産活動活性化事業費					(事業コード)	031330				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係	電話番号	内線 5331				
交付先(団体,個人等)	市内就労継続支援事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に所在する事業所において就労継続支援の事業を行う者(生産活動収入が相当程度減収している事業者に限る)									
	(意図) どういう状態にしたい	就労継続支援事業所の存続または再起に向けた支援を行うことで,当該事業所に通所する障害者賃金・工賃の確保を図る。									
対象事業等の内容	就労継続支援事業の存続または再起に向け実施する生産活動に係る経費を補助する(固定経費,設備整備のメンテナンス,販路拡大,新たな生産活動への転換,広報活動その他生産活動の再起に向けて必要と認められる費用)										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				6,927		
	各事業所負担額				2,898		
	収入合計				9,825		
	市補助率(%)				70.5%		
	支出合計				9,825		
	うち食糧費,交際費						
市負担額	次年度繰越						
	一般財源						
	特定財源				6,927		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
	その他事務費						
	合計				7,664		
受益対象者数					16		
補助金単位コスト(単位:円)					479,000		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就労継続支援事業所を支援することで, 各事業所に通所する障害者の就労機会及び賃金又は工賃を確保しようとするものであることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 就労継続支援事業所は障害者への福祉支援を主としながら, 介護報酬以外の物品やサービスの売上から工賃を支払っており, 小規模事業所では特にコロナ禍での売上減を補う人的資源や資金に余力がなく, 新規事業展開に係る営業ノウハウ等も乏しい傾向にあることから, 然るべき支援が必要となる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた16件の就労継続支援事業所を支援することで, 当該事業所の安定的運営及び通所する障害者の就労機会及び賃金又は工賃の確保に寄与しており, 効果が高いと言える。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の補助金(障害者総合支援補助金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等
(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉サービス等衛生用品確保支援補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R1		終期	R2	
予算事業名	障害福祉サービス等衛生用品確保支援費					(事業コード)		031333			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害サービス係		電話番号	内線 5337			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者,市内障害児通所支援等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に事業所を有し,障害者総合支援法及び児童福祉法に定める福祉サービスを提供中の事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	感染対策を十分に講じることが可能な必要数のマスク,消毒液等の衛生用品を確保し,安心して障害福祉サービスを提供できる状態									
対象事業等の内容	事業者が新型コロナウイルス感染症対策として購入したマスク,消毒液等の衛生用品の購入費用を補助する。(マスク,ペーパータオル,消毒液,除菌シート,液体石けん,手袋,体温計及び防護用品(防護服,ゴーグル,フェイスシールド等)の購入に要する費用(※事業の実施に必要な需用費(消耗品費),役務費(通信運搬費,手数料)))										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					単位:
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金			3,722	44,242		
	その他						
	収入合計			3,722	44,242		
	市補助率(%)			100.0%	100.0%		
	支出合計			3,722	44,242		
	うち食糧費,交際費						
次年度繰越							
市負担額	一般財源			0	0		
	特定財源			3,722	44,242		
	人件費	正職員			0.5	0.5	
		人工金額			3,685	3,683	
	その他事務費						
合計			7,407	47,925			
受益対象者数			88	152			
補助金単位コスト(単位:円)			84,170	315,296			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにある ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により, 感染防止対策のために必要な物品等を購入するなどかかり増し経費が生じており, 事業継続及び利用者の生活の安定を確保しようとするものであることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 不足及び高騰する衛生用品等を購入するため, 購入費用の補助が求められており, 必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 事業所152件に対するかかり増し経費の助成によって, 必要な障害福祉サービス等の継続や利用者が安心して障害福祉サービスを利用できる環境整備に寄与したため, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に衛生用品等の購入を補助し事業所運営を支援するため, また, 国の補助金(障害者総合支援補助金・臨時交付金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

補助金名称	旭川市就労系障害福祉サービス事業者におけるテレワーク等導入支援事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	障害福祉サービス等ICT活用推進費					(事業コード)		031334			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5331			
交付先(団体,個人等)	市内就労移行支援事業者,市内就労継続支援事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第13項に規定する就労移行支援及び第14項に規定する就労継続支援の事業を行う者									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルスの感染拡大の防止等を図るとともに,通所する障害者の在宅就労や在宅における就労に向けた訓練を推進し,多様な就労支援を可能とする。									
対象事業等の内容	事業者におけるテレワーク等導入支援事業の実施に必要な経費を補助する。(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア,ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外),クラウドサービス,保守・サポート費,導入設定,導入研修,セキュリティ対策など)										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					4						
成果指標と過去5年間の実績	① 在宅就労等対象者数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					29						

2収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				3,694		
	各事業所負担額				2		
	その他						
	収入合計				3,696		
	市補助率(%)				99.9%		
	支出合計				3,696		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				3,694		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				4,431			
受益対象者数				29			
補助金単位コスト(単位:円)				152,793			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりに ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 在宅就労等の推進は社会全体で推進されており, 本補助の実施は新型コロナウイルス感染拡大の防止等につながる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 感染への恐怖等から事業所への通所に懸念を示す障害者が一定程度いること, またポストコロナにおけるテレワーク等普及した社会における更なる障害者の活躍を考慮すると, 在宅就労等の推進は必要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 4件の補助事業所及び同所に通所する障害者の在宅就労等の推進に寄与した。また, これらの事業所の取組の成果が, 他事業所における多様な就労支援の検討につながることも副次的に期待され, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の補助金(障害者総合支援補助金及び臨時交付金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	-	
予算事業名	障害福祉サービス等ICT活用推進費					(事業コード)		031334			
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害事業係		電話番号	内線 5332			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内にある,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第1項及び第18項,児童福祉法第6条の2の2第1項及び第7項に規定する障害福祉サービス事業等を行う者									
	(意図) どういう状態にしたい	新型コロナウイルスの感染拡大の防止に加え,障害福祉サービス事業所等における生産性を向上する。									
対象事業等の内容	ICT導入経費を補助する。(タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア,ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみの場合は対象外),クラウドサービス,保守・サポート費,導入設定,導入研修,セキュリティ対策に係る経費。ただし,通信費は含まず,1会計年度中に係る経費に限る。)										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件					単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					49						
成果指標と過去5年間の実績	① 1か月当たりの業務短縮時間					② 1か月のA4用紙削減頁数					
	単位:時間					単位:頁					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					2,527					987	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金				29,530		
	各事業所負担				1,180		
	その他						
	収入合計				30,710		
	市補助率(%)				96.2%		
支出合計				30,710			
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源				3,511		
	特定財源				26,019		
	人件費	正職員				0.2	
		人工金額				1,473	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				31,003			
受益対象者数				49			
補助金単位コスト(単位:円)				632,714			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 要綱に基づき申請を受け付け,補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input checked="" type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 業務のICT化により, 作業時間の短縮などによる生産性の向上が見られた。また, WIFI環境の整備等によりオンライン化が行われ, 新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも効果があると考えられることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルスの影響により, 通所が困難になる者や入居者と家族との面会が制限されるなどの問題の解決につながり, また, 事業の効率化が図られることにより, 障害福祉サービスの向上にもつながることから, 必要性は高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 業務時間の短縮及び用紙の削減が進められた(全事業所で月2,527時間短縮)。また, これらにより経費の削減や時間の有効活用によるサービスの向上が期待される。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の補助金(障害者総合支援補助金及び臨時交付金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	業務効率化及び感染防止の観点からICTの促進は必要であり, 事業所への調査においても当該補助のニーズが確認されているため。
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として, 国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり, 当該国庫補助が延長されない限り終了とする。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業費補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助	始期	R2	終期	-						
予算事業名	障害福祉サービス等ICT活用推進費					(事業コード)	031334				
所管部署	福祉保険部	障害福祉課	障害事業係	電話番号	内線 5332						
交付先(団体,個人等)	市内障害者支援施設,市内共同生活援助事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内にある,障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第1項に規定する障害者支援施設及び第5条第17項に規定する共同生活援助の事業を行う者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害福祉分野において介護ロボットを普及することにより,介護職員の身体的負担を軽減し,働きやすい職場環境の整備を図る。									
対象事業等の内容	事業者におけるロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費,使用料及び賃借料,役務費について補助する。 ロボットの種類については,移乗介護,移動支援,排泄支援,見守り,入浴支援に係るもの。										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数 単位:件					② 単位:					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	収入内訳						
	市補助金				2,309		
	各事業所負担				2		
	その他						
	収入合計				2,311		
	市補助率(%)				99.9%		
支出合計				2,311			
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				2,309		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員						
その他事務費							
合計				3,046			
受益対象者数				3			
補助金単位コスト(単位:円)				1,015,333			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりにになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である 要綱に基づき申請を受け付け,補助目的と整合性はとれている。					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合 性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input checked="" type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 介護職員の身体的負担を軽減することによって, 働きやすい職場環境を整備し, 安定した障害サービスを提供することにつながる。また, サービス受給者との接触時間を減少させるため, 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止にもつながる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 介護職員については人手が不足しているとの相談を受けることがあり, 身体的な負担を軽減することは, 離職を防止することができる。また, ロボットを有効活用することにより少ない人工で対応することが可能となる。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 今回の補助により購入した備品は全て移乗介護に使用するものであるが, 導入した3事業所ともに介護職員の腰痛改善に効果があったと回答を得ている。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 全額, 国の補助金(障害者総合支援補助金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	継続	事業者の身体的負担を軽減することにより, サービスの向上及び人材の確保が必要であり, 事業所への調査においても当該補助のニーズが確認されているため。
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として, 国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり, 当該国庫補助が延長されない限り終了とする。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市障害福祉サービス等継続支援事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R3	
予算事業名	障害福祉サービス等継続支援費					(事業コード)	031336				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害サービス係		電話番号	内線 5262			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者,市内障害児通所支援等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に事業所を有し,障害者総合支援法及び児童福祉法に定める福祉サービスを提供中の事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	障害福祉サービス事業所・施設において利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合等のかかり増し経費を助成することで,サービス継続を支援する。									
対象事業等の内容	新型コロナウイルス感染症対応に要した,かかり増し経費を助成する。(サービス種別に応じた上限額あり。)										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	単位:									
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					4						
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	単位:件	単位:									
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
					4						

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)	
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越						
	市補助金				2,515		
	協議会負担						
	その他						
	収入合計				2,515		
	市補助率(%)				100.0%		
	支出合計				2,515		
うち食糧費,交際費							
次年度繰越							
市負担額	一般財源						
	特定財源				2,515		
	人件費	正職員				0.1	
		人工金額				737	
	その他事務費						
合計				3,252			
受益対象者数				4			
補助金単位コスト(単位:円)				813,000			
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない					
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である					

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◇ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◆ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input checked="" type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により, 人員が不足するなどサービス継続が困難となる状況を回避するため, 必要な経費を助成することは重要である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により, 代替職員が必要になる, 感染防止対策のために必要な物品等を購入するなど当初想定されていない, かかり増し経費が生じており, 支援が必要と認められる状況である。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) かかり増し経費の助成によって, 4件の事業者が必要な障害福祉サービス等の継続や早期の再開に寄与しており, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に事業所を支援するため, また, 国の補助金(障害者総合支援補助金)を活用して実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として, 国庫補助金及び地方創生臨時交付金を活用して実施してきた事業であり, 当該国庫補助が延長されない限り終了とする。

結果欄:継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)

令和3年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

補助金名称	旭川市訪問入浴サービス等体制強化事業補助金										
補助金の性格	団体への事業費補助					始期	R2		終期	R2	
予算事業名	訪問入浴サービス等体制強化事業費					(事業コード)	031335				
所管部署	福祉保険部		障害福祉課		障害サービス係		電話番号	内線 5337			
交付先(団体,個人等)	市内障害福祉サービス等事業者										
交付目的	(対象) 誰,何に対して	旭川市内に事業所を有する,移動支援,訪問入浴サービスを提供中の事業者									
	(意図) どういう状態にしたい	感染対策を十分に講じることが可能な必要数のマスク,消毒液等の衛生用品を確保し,安心して障害福祉サービスを提供できる状態									
対象事業等の内容	事業者が新型コロナウイルス感染症対策として購入したマスク,消毒液等の衛生用品の購入費用を補助する。(マスク,ペーパータオル,消毒液,除菌シート,液体石けん,手袋,体温計及び防護用品(防護服,ゴーグル,フェイスシールド等)の購入に要する費用(※事業の実施に必要な需用費(消耗品費),役務費(通信運搬費,手数料)))										
積算方法	予算額を上限として,要綱で定める補助対象経費から,市補助金以外の収入を差し引いた金額。										
事業量指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	
成果指標と過去5年間の実績	① 補助事業所数					②					
	H28	H29	H30	R01	R02	H28	H29	H30	R01	R02	

2 収支状況等

単位:千円

		平成29年度(決算)	平成30年度(決算)	令和元年度(決算)	令和2年度(決算)	令和3年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	前年度繰越					
	市補助金				735	
	その他					
	収入合計				735	
	市補助率(%)				100.0%	
	支出合計				735	
市負担額	うち食糧費,交際費					
	次年度繰越					
	一般財源				58	
	特定財源				677	
	人件費	正職員	人工金額		0.1	
	臨時・嘱託/会計年度任用職員				737	
その他事務費						
合計				1,472		
受益対象者数				4		
補助金単位コスト(単位:円)				368,000		
適格性	共通事項	◆ 支出根拠が法令,条例,規則,要綱等に基づいている ◆ 支出目的,支出範囲が法令の規定に抵触しない				
	団体の運営,会計処理等	◆ 交付申請等が定めたとおりになっている ◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的,事業内容等と補助目的との整合性がとれている ◇ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し,妥当である				

※人件費(正職員分)は,平成29年度7,205千円,平成30年度7,282千円,令和元年度7,369千円,令和2年度7,366千円,令和3年度7,466千円で計算。

3個別項目に対する評価

項目	チェック項目等	評価	
1 補助金 交付 基準 との 適合性	(1)対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業費は調査, 研修, 懇親会等を対象外 ◇ 運営費は交際費, 慶弔費, 飲食費, 懇親会費等を対象外 ◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象 ◇ 食糧費等, 原則対象外経費を補助対象 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(2)受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 適正な負担を設定 ◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(3)補助率の参考基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 団体 1/2以内 ◇ 個人 1/3以内 ◇ 個人等に対する利子補給 5%以内 ◆ 上記以外 	<input type="checkbox"/> 合致する <input checked="" type="checkbox"/> 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一団体に対する補助, 4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。) ◇ 奨励目的の補助, 終期を設定 ◇ 終期末設定で, 補助継続4年以上 	<input checked="" type="checkbox"/> 有(4年未満) <input type="checkbox"/> 有(4年以上) <input type="checkbox"/> 継続4年未満 <input type="checkbox"/> 同一団体, 奨励目的補助ではない(対象外) <input type="checkbox"/> 同一団体補助だが, 見直し設定していない <input type="checkbox"/> 奨励目的補助だが, 終期を設定していない
	(5)交付規程(支出根拠)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交付規程は制定済, 選択基準に合致, その他必要な規定は網羅 ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実績報告時, 支出証拠書類提出有 ◆ 額の確定時, 実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本, 帳簿等の確認)を実施 ◇ 実績報告時, 書類大量で, 抽出確認や実地調査等で添付に替えている。 ◇ 書類は添付済だが, 実地調査は未実施(ただし, 不要な旨合理的な説明が可能なもの) ◇ 上記以外 	<input checked="" type="checkbox"/> 合致する(※左欄2項目とも適合) <input type="checkbox"/> 概ね合致する <input type="checkbox"/> 合致しない
2公益性	(この補助金の公益性を, 具体的に記入する) 新型コロナウイルス感染症により, 感染防止対策のために必要な物品等を購入するなどかかり増し経費が生じており, 事業継続及び利用者の生活の安定を確保しようとするものであることから, 公益性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 公益性が高い <input type="checkbox"/> 公益性が高いとは言えない	
3必要性	(この補助金が必要である理由を, 具体的に記入する) 不足及び高騰する衛生用品等を購入するため, 購入費用の補助が求められており, 必要性が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 必要性が高い <input type="checkbox"/> 必要性が高いとは言えない	
4効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを, 実績等に基づき具体的に記入する) 事業所4件に対するかかり増し経費の助成によって, 必要な障害福祉サービス等の継続や利用者が安心して障害福祉サービスを利用できる環境整備に寄与したため, 効果が高い。	(左の内容を踏まえての評価) <input checked="" type="checkbox"/> 効果が高い <input type="checkbox"/> 効果が高いとは言えない	
5その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について, 記載し説明すること。 1(2), (3) 新型コロナウイルス感染症対策として緊急に衛生用品等の購入を補助し事業所運営を支援するため, また, 国の補助金(障害者総合支援補助金)及び国の臨時交付金の対象経費として実施したものであるため。		

4平成28年度行政評価への対応状況等(行政評価)

補助金名称(当時)	
(1)行政評価の結果	理由, 改善, 見直しの方向
(2)対応年度	具体的な内容と効果

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
--------	-----------

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	
解決に向けた取組	

6全体的評価

評価	結果	理由, 改善・見直しの方向
1次評価	終了	
外部評価		
2次評価	終了	新型コロナウイルス感染症対策として実施した事業であり, 終了する。

結果欄: 継続(現行どおり), 見直し(金額や金額の増減以外の見直し), 終了(自然減を含む)